

《資料》

騎士領ヴィーデローダ（北ザクセン）における 封建的諸義務の償却

松 尾 展 成

第1節 全国償却委員会文書第1020号

第2節 全国償却委員会文書第1389号

(1) 賦役・貢租・放牧権償却協定

(2) 償却年地代・一時金合計額

第3節 全国償却委員会文書第8137号

(1) 保有移転貢租償却協定

(2) 償却年地代・一時金合計額

第4節 封建的諸義務償却一時金の種目別・村別合計額

第1節 全国償却委員会文書第1020号

ザクセン王国全国償却委員会が承認した封建的諸義務償却協定のうち、騎士領リンバッハ（西ザクセン）と騎士領プルシェンシュタイン（南ザクセン）とに關係する諸協定⁽¹⁾は、既に検討された。騎士領ヴィーデローダ（北ザクセン）の封建的諸義務償却に係わる全国償却委員会文書の紹介と、それらの協定によって成立した償却年地代・一時金合計額の確定・推定、これが本稿の課題である。なお、本稿において資料のいくつかの字句を以下のように略記する。すなわち、(1)「騎士領ヴィーデローダ」を当騎士領、(2)「騎士領ヴィーデローダの所有者」を当騎士領所有者、(3)「騎士領ヴィーデローダの後継所有者」を後継騎士領所有者、(4)「ヴィーデローダ領域」を当騎士領領域、(5)「騎士領ヴィーデローダに統合された、マネヴィッツ村の2農民地」を「当騎士領に統合された2農民地」、(6)「マネヴィッツ村に属し（あるいは、マネヴィッツ村領域にあり）、リプティッツ村にある（あるいは、リプティッツ村の）世襲酒屋」を、「リプティッツ村の世襲酒屋」、(7)「[[協定]序文に[義務者]各人の（あるいは、その）名前前で記された土地の（あるいは、当該土地の）後継所有者」を後継土地所有者、(8)火災[保険]台帳番号を保険番号、とする。また、(i) Pferdnerguth は馬所有農地、その所有者は馬所有農、(ii) Guth は[農民]地、その所有者は[農民]、(iii) Gärtnerguth と Gartennahrung は園地、その所有者と Gärtner は園地農、(iv) Kuhhaus と Kuhhäuslernahrung は雌牛所有家屋、その所有者は雌牛所有小屋住農、(v) Althäuslernahrung は旧家屋、その所有者は旧小屋住農、(vi) Neuhauslernahrung は新家屋、その所有者は新小屋住農、(vii)「水車の土地」は通常は水車、その所有者は水車屋と訳した。さらに、集落名には原則として市、騎士領あるいは村を付記した。

騎士領ヴィーデローダとその領民の間の償却について全国償却委員会が最初に承認した協定は、第1020号文書である。文書の表題は、「マネヴィッツ村村民相互間の、また、彼らとムッチェン市近郊の騎士領ヴィーデローダとの間の、1838年11月30日/1839年2月1日の共同地分割・放牧権償却協定⁽²⁾」である。

まず序文を紹介しよう。

以下に詳述されるマネヴィッツ村⁽³⁾村有地 (Gemeindegrundstücke) の分割と、それ [村有地] に対して当騎士領に帰属する放牧権 (Huthungsbefugnisse) の償却について、下記の契約締結者の間で……以下の最終的協定が、和解による一致に基づいて、作成された。仲介したのは、1833年4月26日と1838年5月16日の……全国償却委員会指令がこの整理事務 (Auseinandersetzungsgeschäft) の指導を委任した特別委員、[1] ベンヤミン・エーレンフリート・ミールス⁽⁴⁾ (財務監督官、ライスニヒ市⁽⁵⁾) とその後任者、アウグスト・ハインリヒ・ミュラー (弁護士、グリマ市⁽⁶⁾)、および、[2] エルンスト・アウグスト・フルヒテゴット・バイアー ([農民⁽⁷⁾], ハウスドルフ村⁽⁸⁾) である。[本協定の] 第1の [当事者] は、クリスティアン・ゴットロープ・ミュラー⁽⁹⁾ である。彼は、[1] 騎士領ヴィーデローダ⁽¹⁰⁾、[2] この騎士領に統合された、マネヴィッツ村の2農民地 (Bauergüter)、すなわち、かつてのショイフラーの [農民地] (Scheuflerschen [Guthe]) とクルトの [農民] 地 (Curthischen Guthe)、[3] リプティッツ村⁽¹¹⁾の世襲酒屋、の所有者である。第2の [当事者] は、マネヴィッツ村の下記の村民 (関係村民の氏名と不動産は第1表) である。第3の当事者は、リプティッツ村・マネヴィッツ村教区地・学校地⁽¹²⁾ であり、これは……、リプティッツ地区宗教監督委員会が任命した管財人 (Actor)、ヨハン・ダーフィット・ジンガー (弁護士、ムッチェン市⁽¹³⁾)、その死後はフランツ・エルンスト・ニコライ (Nicolai) (弁護士、ヴェルムスドルフ村⁽¹⁴⁾) によって代表される。なお、本協定に登録され、下記第1条に言及される村有地について、下記第2条の請求権の放棄に関して、上記 [マネヴィッツ村] の農村土地 (Rusticalgrundstück) 所有者はレックヴィッツ⁽¹⁵⁾ 村民に補償を承認した。この補償に関して以下のレックヴィッツ村民 [馬所有農3人と園地農6人——その氏名と不動産は省略] は本協定に賛成している。

第1表は、本協定序文に記載されたマネヴィッツ村民の協定一連番号、氏名と不動産、〈 〉内に不動産の保険番号を示す⁽¹⁶⁾。妻の旧姓、租税台帳 (Steuerkataster) 番号は省略した。判読に当たって第5条 (B) が参考にされた。

第1表 村有地分割に関係する村民の氏名と不動産

- | | |
|--|---|
| [1] Johann Christoph Stein の遺産所有者、(a)再び未亡人となった Anne Christiane Berger、(b) Carl Friedrich Stein、(c) Christian Gottlob Stein (馬所有農地 <30>) | [6] Johann Gottfried Gaitzsch (園地 <29>) |
| [2] Johann Gottfried Kretzschmar (馬所有農地 <26>) | [7] Johann Jacob Oehmigen (園地 <28>) |
| [3] Johann Gottlieb Kunze (馬所有農地 <25>) | [8] Johann Gottfried Weißhorn (園地 <23>) |
| [4] Carl August Zieschner (馬所有農地 <21>) | [9] 未亡人 Johanne Christiane Döbler (水車 <33>) |
| [5] Christian Gottlieb Andrä (園地 <31>) | [10] Johann Heinrich Hauswald (雌牛所有家屋 <34>) |
| | [11] Johann Gottlob Bairich (雌牛所有家屋 <35>) |
| | [12] Johann Gottlob Borrmann (雌牛所有家屋 <4>) |

序文に続く本文は次のとおりである。

第1条. この整理事務の対象をなすマネヴィッツ村村有地は、以下のものである [地図は省略].

(A) いわゆるハイデ山 (Heideberg), あるいは, マネヴィッツ村 [集落中心部] から東に約 $\frac{1}{4}$ 時間離れた, 「大きな」村有荒蕪地 (Communlehde), 別添地図A. このハイデ山は東は, 当騎士領所属 [林地], いわゆるローベン谷 (Lobenthaler) 林地に, 南はマネヴィッツ村領域⁽¹⁷⁾といわゆる領主の岩山 (Steinberg) に, 西は同じくマネヴィッツ村領域に, 北はレックヴィッツ村領域に接している.

(B) いわゆる豚牧場 (Sauanger), 別添地図B. これは東はマーリス村⁽¹⁸⁾領域に, 南はマネヴィッツ村領域といわゆる石切場に, 西は同じくマネヴィッツ村領域に, 北はいわゆるデルツ小川 (Dälzbach) に接している.

(C) マネヴィッツ村の傍の, いわゆる村有採草地と園地, 別添地図C.

第2条. これらの村有地に関して, 本協定序文に協定締結者第1として挙げられた当騎士領所有者と, そこ [序文] に挙げられ, 本協定に賛成しているレックヴィッツ村民9人とは, 以下を請求した. すなわち,

(a) 当騎士領所有者は, この村有地に対して数も種類も無制限の騎士領羊放牧権 (Huthung) を持ち, 他の羊群についても自由な通行権 (Uebertritt) を持つ, と主張した. マネヴィッツ村民はこれ [この権利] を明確には承認しなかった. しかし, この放牧権と通行権が当騎士領によって40年来, 現実に行使されてきたことを, 彼らは否認しなかった.

(b) レックヴィッツ村民は, 上記第1条 (A) のハイデ山のうち, シュトライト地片 (Streitstück) と呼ばれる荒蕪地1片 (面積2アッカー90平方ルーテ) に対して, 放牧権を持つ, と主張した. マネヴィッツ村民はこの権限も明確には容認しなかった.

第3条. 第1条に記された村有地に対する上記請求権は, 協定によって次のように調停された.

(a) について, マネヴィッツ村の村有採草地に対して当騎士領が行使する羊放牧権, および, 上記村有地を除く, 他のマネヴィッツ村領域に対する同騎士領の放牧権を, それの特別の償却が実施されない限り, 将来も協定序文一連番号1-12の村民は, 各人についても後継土地所有者についても, 当騎士領所有者に明確に容認した.

次に, 当該村有地の共同地 (Gemeinheit) 分割 (第5条) に際して当騎士領所有者は, マネヴィッツ村の2農耕地 (序文) の所有者およびリプティッツ村の世襲酒屋 [の所有者] の資格で彼に与えられるよりも, 大きな持ち分を配分され, 受け取った. それに対して彼は, 騎士領所有者としての彼が, 分割される共同地に対して持つ, 上記第2条の放牧権と通行権 (Uebertrittsbefugnisse) を, 自身についても後継騎士領所有者についても明確に放棄した.

(b) について, 別添地図A, ハイデ山北東側の家畜道 (Treibe) は, ローマ数字VIIとIVで記され, No. 14から No. 27までの境界石によって区切られており, 面積は2アッカー70平方ルーテである. [この家畜道を] ……すべてのマネヴィッツ村民は, 地役権 [に服する土地] としてレックヴィッツ村民に容認した. そこにある樹木は, 自由な所有物としてレックヴィッツ村に委ねられている.

この家畜道は断然マネヴィッツ村民によって平坦にされ, 両側に幅2.5エレ, 深さ1.5エレの溝が設置されるべきである. そのうち, ハイデ山の他の部分に接する, 上手の溝は, 家畜道 (Triff) から

取り除かれるべきでなく、この家畜道に接して、ハイデ山に属する、マネヴィッツ村〔所属〕地に設置されるべきである。このマネヴィッツ村〔所属〕地に向かう堤は、家畜道の外に作られるべきである。それに対して、レックヴィッツ村領域に接する、下手の溝は家畜道から取り除かれ、その堤はこの家畜道に加えられる（geworfen）べきである。

また、マネヴィッツ村境からオーシャツ市⁽¹⁹⁾＝ヴェルムスドルフ村郵便馬車道に通じる道路の修理に必要な砂利を、砂利坑から無償で取る権利を、上記レックヴィッツ村民に対して上記マネヴィッツ村民は、自身についてもすべての後継土地所有者についても容認した。〔砂利坑は〕上記の家畜道に接して、別添地図Aのハイデ山にあり、ローマ数字Vで記されている。

それに対して、上記〔レックヴィッツ〕村民は、いわゆるハイデ山の2アッカー90平方ルーテの地片についての請求権（第2条）を、自身についても後継土地所有者についても明確に断念した。

第4条．上記第1条の村有地に対する当騎士領所有者とレックヴィッツ村民との請求権が清算された後、この村有地そのものの分割が、第5条に記される仕方で行なわれた。このために村有地はフリードリヒ・ヴィルヘルム・ヒーマン（測量技師、ラウジック市⁽²⁰⁾）によって測量され、地図が作成された。この測量によれば、これ〔村有地〕は以下を含む。

(A) 第1条(A)のいわゆるハイデ山、66アッカー134.90平方ルーテ。

(B) 同じく(B)の豚牧場、4アッカー225.16平方ルーテ。

(C) 同じく(C)の村有採草地、1アッカー170.93平方ルーテ。

合計して、72アッカー230.99平方ルーテ。

この総面積から以下が分割を除外された。

(1)既に第3条で述べられた砂利坑（別添地図Aのハイデ山、ローマ数字V）、70平方ルーテ。

(2)既に第3条で述べられ、レックヴィッツ村民に譲渡された家畜道（Trebe）（地図の同所、ローマ数字VII）、2アッカー70平方ルーテ。

(3)当騎士領とマネヴィッツ村民のために留保されたが、ミュラー氏⁽²¹⁾に所有地として譲渡される家畜道（Viehtreibe）（地図の同所、ローマ数字VI）、2アッカー130平方ルーテ。

(4)村有地を通る街道、道路と溝（別添地図IXとXIからXVIIまで。ただし、測量されなかった街道Xを除く）、合わせて1アッカー93平方ルーテ。

合計して、6アッカー83平方ルーテ。

したがって、上記村有地面積のうち合計66アッカー147.99平方ルーテが分割される。

第5条．これらの村有地は、地味の差を考慮して、以下の地片（Parcelle）に分割される。

(A) 本協定序文の協定締結者第1……は、〔1〕村有地に対する、当騎士領所有者としての放牧権と牧道権の請求を放棄（第3条）した賠償のために、また、〔2〕当騎士領に統合された2農耕地……と、リプティッツ村の世襲酒屋に関して、この〔村有地〕分割に三たび関与したマネヴィッツ村民として、別添地図Aのハイデ山、ローマ数字IIの土地（面積31アッカー90平方ルーテ）を得る。〔境界石の位置などは省略〕

しかし、再度の測量によれば、ミュラー氏の持ち分が30アッカー282平方ルーテに減少しているので、この不足分〔108平方ルーテ〕は次のようにして調整された。すなわち、ミュラー氏は補償とし

て、[第1に、]別添地図、ローマ数字Ⅵの家畜道を所有地として[得る]。ただし、そこでの牧道権と、妨げられることなく車行する権限は、マネヴィッツ村に留保される。また、[第2に、彼は]マネヴィッツ村の石切場における放牧権と、豚牧場からの街道とともに、マネヴィッツ村に通じる、「狭い」道路⁽²²⁾ [における放牧権]とを得る。……[この放牧権の]償却をマネヴィッツ村の側が提議する場合には、彼には1 T12Gの年地代が[村から]与えられ、騎士領側が提議する場合には、マネヴィッツ村はミュラー氏に18Gの年地代を支払うべきである。

上記に従って一部は当騎士領所有者として、一部はマネヴィッツ村の農村土地3個⁽²³⁾の所有者としてミュラー氏に譲渡される面積のうち、(a)、農村土地3個の各々に2.5アッカー、合わせて7.5アッカーは、マネヴィッツ[村]ハイデ山耕地に接する、ハイデ山の西側に[配分されて、]南北の直線の畦によって区分され、(b)、残りの23アッカー132平方ルーテは当騎士領所有者への放牧権の補償として、当騎士領[所属]林地（ローベン谷と呼ばれる）に接する、[ハイデ山の]東側に配分された。

(B) マネヴィッツ村民（序文一連番号1-12）は、別添地図にローマ数字、アラビア数字あるいは字母で記された土地から、その名前前で記された農村土地所有者として、以下を得る。

[各人に配分される、すべての「地片」の位置・面積は省略。「地片」が「所有地を顧慮して、配分され」（第6条）た、とされているけれども、共同地から各人が配分される土地の面積は、2アッカー109.8平方ルーテ（=約710平方ルーテ）から2アッカー280.71平方ルーテ（=約881平方ルーテ）までの間にある。すなわち、これらの村民は、馬所有農4人、園地農4人、水車屋1人と雌牛所有小屋住農3人であり、彼らの所有地面積は階層別に大きく異なっていたはずであるにも拘わらず、配分される土地面積は比較的接近しており、最小を1とすると、最大は1.24である]

(C) リプティッツ村・マネヴィッツ村教区地・学校地（序文の契約締結者第3）はハイデ山、別添地図A、Ⅲの配分地片（Theilstück）を得る。[合計して、4アッカー8平方ルーテ。境界石の記号は省略]

第6条。帰属する放牧権の廃止のために当騎士領に譲渡された、合計31アッカー90平方ルーテの土地（第5条（A））は1832年償却法第12条⁽²⁴⁾の規定に服さねばならない。

それに対して、この分割によって序文の契約締結者、第1、第2と第3に与えられた配分地片は、所有地（Besitzungen）を顧慮して、配分されたが、この配分地片は上記法律第10条⁽²⁵⁾に従って、各配分地片取得者（にとって彼ら）の所有地の付属物となる。これらの配分地片と分離地片（Trennstücke）は本整理協定承認の時点に、当該の主所有地の[と同じ]法的性格と資格を受け取る。

村有地から配分された配分地片についての排他的所有権と自由な利用権は、各人に帰属する。従来そこで共同で行使された権限は、すべて廃止される。

第7条。その次に、序文の協定締結者は、この分割後も存続する[家畜道]と、新設される家畜道に関して、次のように一致した。

(I) マネヴィッツ村民（序文の契約締結者第2）各人は、自身についてもその後継所有者についても、この騎士領のために、また、その所有する農民的土地のために、以下の家畜道と[車]道を当

騎士領所有者に容認した。

(1) [「羊橋」を通り、「ミュラー [氏] の土地」に接している家畜道と車道。地図, VI]。これは既に第5条Aで考慮された。しかし、ミュラー氏の所有にとどまる、この家畜道で「家畜を」追い、車行する (treiben und fahren) 権限は、マネヴィッツ村の土地所有者 (Begütherten) にある。

(2) [地図, Ⅷの家畜道と車道]。

(3) [「羊橋」からヴェルムスドルフ村に通じる車道。地図, X]。

(4) [ローベン谷に至る家畜道。地図, Ⅺ]。

(5) [地図, Ⅻの家畜道と車道]。

(6) [当騎士領からヴェルムスドルフ村に通じる車道と家畜道。地図, Ⅼ]。この並木道は現状のままにとどまるべきであり、車行用に修復 (zum Fahren hergestellt) されるべきではない。

(Ⅱ) それに対して、序文の契約締結者第1は、当騎士領所有者として、また、それと統合された2農耕地とリプティッツ村の世襲酒屋 [との所有者] として、自身についても、後継騎士領所有者と上記土地の [後継所有者] についても、マネヴィッツ村民 (契約締結者第2) とリプティッツ村・マネヴィッツ村教区地・学校地 (契約締結者第3) に、以下の家畜道と [車] 道を承認し、容認した。

(1) [「羊橋」を通る家畜道と車道。地図, VIとⅦ]。

(2) [ヴェルムスドルフ村に至る歩道。地図, IX]。

(3) [フーベルトゥスベルク城⁽²⁶⁾に至る車道。地図, X]。

(4) [地図, ⅪとⅫの家畜道と [車] 道]。

(5) [地図, Ⅼの木材運搬道と羊道 (Schaftrieb)]。

(6) [マーリス村に至る歩道。地図, ⅬⅦ]。

第8条。当騎士領所有者は、マネヴィッツ村村有地 (第1条) に対する放牧権と牧道権を放棄した (第3条) ほかに、これらの村有地の一部が彼に譲渡された後には、当騎士領に統合された2農耕地 (序文) とリプティッツ村の世襲酒屋の所有者としての彼が、現在なお分割されていない、その他のマネヴィッツ村村有地に対して持つ放牧権とその他の共同利用権すべてを、自身についても上記土地の後継所有者についても、ここに放棄する。

第9条。次に、マネヴィッツ村の土地所有者が家畜を採草地に追い立てる秋期に、マネヴィッツ村のこれらの採草地で放牧する共同利用権と、マネヴィッツ村の砂利坑の共同利用権とが、序文の管財人を通じてリプティッツ村・マネヴィッツ村教区地・学校地に留保された。マネヴィッツ村民すべては、自身についても彼らの後継所有者についても、これらの権限を上記教区地・学校地に明確に承認した。[彼らは、]「羊橋」の傍にある砂利坑からの砂利の無料採取が彼らに承認されたので、この砂利をミュラー氏の指示に従ってのみ採取する、と述べた。

第10条。[整理事務費用の分担——省略]

第11条。[同文3部の協定——省略]

騎士領ヴィーデローダとマネヴィッツ村にて1838年11月30日

協定署名集会議事録は次のとおりである。

リプティッツ村にて1838年11月30日

発せられた召喚状に従って、周知の委員会当地事務所へ本日、特別委員会へ周知である、当騎士領所有者……（など11人）が出頭し、名前を告げた。召喚状は正当に送達されたにも拘わらず、未亡人 A. C. ベルガー [協定一連番号 1 a], J. G. クンツェ [同 3] ……（など 5 人）は欠席した。そのために、召喚状に含まれ [記され] ている法的不利益が、彼らに生じる。また、彼らの署名が欠けているにも拘わらず、協定は彼らによって承認され、彼らに対して [も] 拘束力がある、と見なされる。

その後、出席者に対して協定がゆっくりと、そして、はっきりと朗読され、個々の部分について説明された。その機会に次の意見が述べられた。

(1)協定第 3 条の文言は、「レックヴィッツ村に委ねられた家畜道にある樹木は、レックヴィッツ村に委ねられる⁽²⁷⁾」である。しかし、これは誤記である。なぜなら、協定の端に引用された議事録には、それについて何も含まれ [記され] ておらず、むしろ、ここに言及された樹木をマネヴィッツ村は既に切り落としたからである。そのために、協定には、レックヴィッツ村の代わりに「マネヴィッツ村」と言われるべきである。委員会は、述べられた文言が正しく、レックヴィッツ村は「マネヴィッツ村」と読むべきである、との上記議事録の見解を確信した。

(2)ミュラー氏の許可を得た後に、必要な砂利をマネヴィッツ村の砂利坑から無償で取ってよい、と当地の教区地・学校地は第 9 条によって承認された。これと同じ許可をマネヴィッツ村民にも承認する、と本議事録に注釈として書き記すように、……出席者は要請した。ミュラー氏は、自身についても後継騎士領所有者についても、これに同意する、と述べた⁽²⁸⁾。

(3)最後に、マネヴィッツ村民の協力なしで、マネヴィッツ村の石切場の傍にあり、「羊橋」まで、そこからヴェルムスドルフ村車道まで、さらに、レックヴィッツ村耕地境界 (Feldgrenze) までに至る家畜道 (Triftstücke), 33 番を建設し、改良する義務がミュラー氏にはある。それに対して彼は、その他すべての道路改良と雪かきを [免れ], [マネヴィッツ] 村が共同で建設・改良すべき、道路の新規建設も免れており、彼に帰属する限りの村小路を除けば、聖職者の耕地 [教区地・学校地] に接する道路の建設だけを援助した。[草案] 第 1 巻第 14 葉のこの規定は [本] 協定の一部であること、を委員会は出席者に気付かせた。各方面の出席者はこれに同意し、これを議事録に収めるよう願った。

マネヴィッツ村の J. G. クンツェ [一連番号 3] が顔を出し、協定の内容が彼に伝えられた。彼と、以前から出席していた、他の者とはこの議事録の朗読の後、これ [議事録] と、作成された協定とを承認し、署名した。

比較の後に、5 ページのこの写しが署名 [集会] 議事録と逐語的に一致すること、を [私は] 証明して、特別委員会の印章を押印し、法律関係特別委員 [の名前] を署名する。

グリマ市にて1838年12月5日 マネヴィッツ村共同地分割のための特別委員会特別委員 弁護士 A. H. ミュラー

本協定を全国償却委員会、ノスティッツ・ウント・イェンケンドルフは1839年2月1日に承認した。その場合、全国償却委員会は本協定を、本文書表題にある「共同地分割・償却協定」ではなく、

単に「共同地分割協定」と見なしていた。すなわち、「第1の[当事者]、騎士領ヴィーデローダ……、第2の当事者、マネヴィッツ村民……および第3の当事者、……教区地・学校地の管財人……の間で1838年11月30日に作成され、我々に3部……提出された共同地分割協定」である。

騎士領ヴィーデローダとマネヴィッツ村民との間に発生する償却年地代・一時金の観点から、本協定を考察してみる。本協定の対象は3個のマネヴィッツ村村有地(第1条)であり、その面積は66アッカー余りであった(第4条)。この村有地を分割して、騎士領に配分される土地は、31アッカー90平方ルーテと定められた。ところが、再度の測量では、騎士領には30アッカー282平方ルーテのみが配分されていた。そのうち、23アッカー132平方ルーテは村有地における騎士領放牧権の廃止に対する補償としてであり、7アッカー150平方ルーテは、騎士領が所有する「農村土地」3個のためである。この不足分[単純計算では108平方ルーテ]への補償として、①騎士領は家畜道1本(2アッカー130平方ルーテ——第4条(3))を所有地として与えられた。②騎士領はまた、「石切場」と「狭い道路」とにおける放牧権を得た。放牧権②の償却をマネヴィッツ村が提議する場合には、騎士領への償却年地代は1T12Gであり、騎士領が提議する場合には、それは18Gであるべきである(以上、第5条(A))。このように、本協定が対象とした村有地に対する騎士領の放牧権は、騎士領への償却地代の支払によってではなく、村有地の5割弱を騎士領に割譲することによって廃止された。この土地配分に付随して生じた、上記の放牧権②は、少額の年地代(農民側提議の場合に1T12G、騎士領側提議の場合に18G)でもって将来、償却される、と規定されただけである。なお、第8条によれば、騎士領は未分割の村有地に対する放牧権を放棄したけれども、第3条(a)は、マネヴィッツ村領域に対する騎士領の放牧権が、その償却まで存続する、と定めていた。——上記の放牧権②の償却年地代から農民側提議の場合だけについて償却一時金額を求めてみると、それは37AT12AGとなる。

(注1) 松尾展成、「騎士領リンバッハ(西ザクセン)における領主制地代の償却」,(1)–(7),『岡山大学経済学会雑誌』,37巻3号–39巻2号,2005–2007年;松尾展成、「騎士領プルシェンシュタイン(南ザクセン)における封建的諸義務の償却」,(1)–(3),同上誌,39巻3号–40巻2号,2007–2008年。——ザクセンにおける封建的諸義務償却の研究史について、差し当たり、松尾展成、『ザクセン農民解放史研究序論』,御茶の水書房,1990年,を参照。

(注2) Sächsisches Hauptstaatsarchiv, 10737, Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen (以上を本稿ではGKと略記), Nr. 1020, Gemeinheitsteilungs- und Hutungsablösungsreceß vom 30. November 1838/1. Februar 1839 zwischen den Gemeindegliedern zu Mannewitz unter sich und dem Rittergut Wiederoda bei Mutzschen.

(注3) マネヴィッツ村はムツェン市(注13)の東方にある。Karlheinz Blaschke (Hrsg.), Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Leipzig, 1957 (以下ではHOSと略記), S. 233–234.

(注4) ミールスはここでは財務監督官 Finanzprocurator とのみ記されているが、この王国財務官吏に任命される前から、弁護士であった。ザクセン州立ライプツィヒ文書館教示。

(注5) ライスニヒ市はデーベルン市の西方にある。HOS, S. 162. 本節の協定に挙げられる都市との関連で見ると、ライスニヒ市はムツェン市(注13)の南西にある。

(注6) グリマ市はライプツィヒ市の南東にある。HOS, S. 186. 本節に挙げられる都市との関連で見ると、グリマ市はムツェン市(注13)の西方にある。——本協定の承認から半世紀近く経った1885年秋に、ザクセン軍団は秋期野外演習をグリマ市・ムツェン市周辺で実施し、ザクセン国王は演習参加将校をグリマ市

- の猟銃会館ホテルの昼食会に招待した。森鷗外の『獨逸日記』によれば、ライプツィヒ大学医学部留学中の森鷗外は軍医としてこの演習に参加し、グリマ市の国王主催昼食会に招待された。17日間の演習中の5日を鷗外はムッチェン市の「商賈」に宿泊した。差し当たり、武智秀夫、「ライプツィヒ時代の軍事研修」、『鷗外』、62号、1998年、pp.39, 45; 松尾展成、『日本＝ザクセン文化交流史研究』、大学教育出版、2005年、p.19を参照。
- (注7) ハウスドルフ村には騎士領が存在した。①その所有者は1819年から44年までG.F.ボンアッカー(Bonacker)であった。したがって、ハウスドルフ村のバイアーは同村の騎士領所有者ではなかった。②隣村ツォルヴィッツ(Zollwitz)の騎士領借地人(Rittergutspächter)であったバイアーは、1824年にハウスドルフ村の馬所有農地を購入した。以上、ザクセン州立ライプツィヒ文書館回答。したがって、本協定の経済関係専門委員であるバイアーは、本協定成立当時はGuthsbesitzer〔農民〕であった。
- (注8) ハウスドルフ村はコルディッツ市の南東にあり、騎士領があった。HOS, S.186. コルディッツ市はロホルリッツ市の北方にある。HOS, S.182. 本節に挙げられた都市との関連で見ると、ハウスドルフ村はライスニヒ市(注5)の南西にある。
- (注9) 騎士領ヴィーデローダの所有者は、本節と次節で検討する協定においては、クリスティアン・ゴットロープ・ミュラーであり、本稿第3節の協定においてはゲオルク・ミュラーであった。本稿において、騎士領所有者の氏名は原則として省略される。また、協定本文に肩書きなしで記されている、以上2人の氏名は騎士領所有者と表現することにする。——ヨハン・ゲオルク・ミュラーは貴族フォン・ビューナウ(Bünau)家の一員ルードルフから1764年に騎士領ヴィーデローダを購入した。彼はこの騎士領を1798年に彼の子、Ch.G.ミュラーに売却した〔これが、本節と次節の協定の騎士領所有者である〕。Ch.G.ミュラーは1824年と30年にザクセン身分制議会騎士層大委員会*の審議に参加した。ゲオルク・ミュラーは上記Ch.G.ミュラーの子であり、1846年あるいは47年に騎士領を相続した(以上、ザクセン州立ライプツィヒ文書館回答)。Staatshandbuch für das Königreich Sachsen 1845, S.223によれば、ゲオルク・ミュラーは1845年にケーニヒシュタイン要塞・陪席判事(Auditeur)であった。第3節の協定序文において騎士領所有者の名はゲオルクとされており、地位は単に陪席判事である。1851年9月29日の本協定署名集会に出席した騎士領所有者の名は、ゲオルクであった。全国償却委員会の協定承認の文言でも騎士領所有者の名はゲオルクとされている。——騎士領ヴィーデローダに関してザクセン州立ライプツィヒ文書館が所蔵する文書は、ごく僅かな裁判文書だけである。ザクセン州立ライプツィヒ文書館回答。(*)1831年憲法以前の時期の身分制議会騎士層(=第二院)大委員会について、ゲーアハルト・シュミット(松尾展成・編訳)、『近代ザクセン国制史』、九州大学出版会、1995年、pp.154-156を参照。
- (注10) 騎士領ヴィーデローダはHOSによればリプティッツ村(注11)の部分である。HOS, S.244.
- (注11) リプティッツ村はムッチェン市の東方にある。HOS, S.232. マネヴィッツ村との関連で見ると、リプティッツ村はマネヴィッツ村(注3)の北方にあり、両村は隣接している。
- (注12) 本協定において教区地・学校地は「リプティッツ村・マネヴィッツ村の」と表現される場合と、「リプティッツ村の」と表現される場合とがある。——教区教会はリプティッツ村にあり、その教区はマネヴィッツ村と騎士領ヴィーデローダを含んでいた。HOS, S.232.
- (注13) ムッチェン市はグリマ市の東方にある。HOS, S.191. ——森鷗外の同市訪問について、(注6)を参照。
- (注14) ヴェルムスドルフ村はムッチェン市の北東にある。HOS, S.243. 本節の協定に挙げられた村との関連で見ると、ヴェルムスドルフ村はレックヴィッツ村(注15)の北方にあり、両村は隣接している。
- (注15) レックヴィッツ村はムッチェン市の東方にある。HOS, S.238. 本節の協定の村との関連で見ると、レックヴィッツ村はリプティッツ村(注11)の北方にあり、両村は隣接している。
- (注16) 第1表の不動産、12個は階層別に見ると、馬所有農地4個、園地4個、「水車の土地」1個と雌牛所有家屋3戸から構成される。なお、本表〔6〕の所有者の姓は第5条(B)ではGatzscheと書かれている。
- (注17) その原語、Flurを私はこれまで耕区と訳してきたが、本稿では、村、騎士領あるいは都市に属する農地・林地すべてを意味するものとして、領域と訳す。
- (注18) マーリス村はミューゲルン市の北西にある。HOS, S.233. ミューゲルン市はオーシャッツ市の南西にある。HOS, S.234. 本節の村との関連で見ると、マーリス村はリプティッツ村(注11)の東方にあり、両村は隣接している。
- (注19) オーシャッツ市はマネヴィッツ村の北東に当たる。

- (注20) ラウジック市はボルナ市の東方にある。HOS, S. 138. —本節の協定の都市との関連で見ると、ラウジック市はコルディッツ市(注8)の西方にある。
- (注21) これは、第5条Aから見て、当騎士領所有者を姓で表現したものである。第9条および協定署名集会議事録中の(2)と(3)の「ミュラー氏」も同様である。また、第7条I(1)の「ミュラーの土地」(Müllerschen Grundstücke)のミュラーも当騎士領所有者を意味するであろう。
- (注22) 原文を私はdem “holen” Wege としか読めないが、この文字をhohlen と解する。
- (注23) マネヴィッツ村の農村土地「3個」は、①「当騎士領に統合された、マネヴィッツ村の2農民地」(本稿の「当騎士領に統合された2農民地」と)、②「マネヴィッツ村に属し(あるいは、マネヴィッツ村領域にあり)、リプティッツ村にある(あるいは、リプティッツ村の)世襲酒屋」(本稿の「リプティッツ村の世襲酒屋」と)の合計を意味するであろう。これは第5条(A)の文言、「[2] 当騎士領に統合された2農民地……と、リプティッツ村の世襲酒屋に関して、この[村有地]分割に三たび関与したマネヴィッツ村民として」、と関連する。
- (注24) 1832年償却法第12条は次のように規定した。償却の手段として取得された、「生の地代」が一方の当事者の提議に基づいて償却されるのは、12年以後である。
- (注25) 1832年償却法第10条の規定は次のとおりである。共同地が分割される場合、あるいは、償却の際に補償手段として土地が譲渡される場合、取得者はその土地を、分配の基礎となった所有地の増加・付属物として、受け取る。この配分地片あるいは分離地片は分割あるいは償却協定の承認の時点に、あらゆる点において主所有地の[と同じ]法的性格と資格を受け取る。そのために、それに対立する、1817年……の通則の規定……は、ここに廃止される。
- (注26) これを私はHubertusberg としか読めないが、-burg と解する。フーベルトゥスブルクはザクセン国王の狩猟用城館であり、ヴェルムスドルフ村にある。Vgl. HOS, S. 229. なお、第7条の(I)(3)「羊橋」からヴェルムスドルフ村に通じる車道。地図、X]は同条(II)(3)「フーベルトゥスベルク城に至る車道。地図、X]と同じ道路である。地図上のローマ数字が同じであるからである。フーベルトゥスブルク城はヴェルムスドルフ村に属するので、本注冒頭のように、-berg は-burg の誤記と見なす。
- (注27) このように議事録に記録されている文章は、協定第3条本文と厳密に同じではない。
- (注28) 騎士領所有者がここで同意した権限は、協定本文第9条後半に既に明文化されている、と考えられる。

第2節 全国償却委員会文書第1389号

(1) 賦役・貢租・放牧権償却協定

当騎士領に関して全国償却委員会が承認した、第2の償却文書は第1389号、「(I) グリマ市近郊の騎士領ヴィーデローダ、(II) リプティッツ村、マネヴィッツ村およびニーダーグラウシュヴィッツ村の住民と、(III) リプティッツ村の聖界土地との間の、1839年9月9日/30日の賦役・貢租・放牧権償却協定⁽¹⁾」である。

[協定の]第1の[当事者]は当騎士領所有者……、第2の[当事者]は、リプティッツ村、マネヴィッツ村およびニーダーグラウシュヴィッツ村⁽²⁾の下記住民(義務者全員の氏名と不動産は第1表)、第3の当事者はフランツ・エルンスト・ニコライ(物品税監視官[Accis-Inspector]・弁護士、ヴェルムスドルフ村)である。F. E. ニコライはリプティッツ村の教会地・教区地・学校地⁽³⁾の管財人である。第2の契約締結者によって当騎士領に給付されるべき賦役、支払われるべき現物貢租と、存続している放牧権関係について、これらの契約締結者の間で、……一契約が締結され、それ[その契約]と……特別委員会の文書とに基づいて、本償却協定が作成された。

以上の序文に本文が続く。本文に氏名で記された義務者には、協定一連番号を付記する。

第1条. 償却の対象は次のとおりである。

- (1)協定序文, IIの1-11に名前を挙げられた, リプティッツ村とマネヴィッツ村の馬所有農が当騎士領に給付すべき, すべての連畜賦役・手賦役。
- (2)序文, IIの23-60に名前を挙げられた契約締結者が, 上記騎士領に給付すべき, すべての手賦役（建築賦役・紡糸賦役を含む）。
- (3)協定序文, IIの1-22に名前を挙げられた契約締結者が, 当騎士領に支払うべき現物貢租（パン穀物, 雌鶏, 去勢鶏, 卵, 燻製豚肩肉, 小麦粉）。
- (4)契約締結者第2・第3に属する, リプティッツ村・マネヴィッツ村領域内の土地に対して, 当騎士領が持つ放牧権。いわゆるハイデ山の土地に対するそれを含む。
- (5)当騎士領の採草地と, それ〔騎士領〕が取得した農民地の〔採草地〕に対して, 第2の契約締結者が持つ放牧権。
- (6)賦役・現物貢租の給付義務ある契約締結者に与えられるべき反対給付（食事と給金）。

償却を除外されるものは, 次のとおりである。

- (a)当騎士領領域内で当騎士領に帰属する放牧権。遺産耕地（Legatfeld）と呼ばれるリプティッツ村教区地所属耕地（面積4.5アッカー）でのそれを含む。

この権限は以下のとおりである。

当騎士領領域内にあるけれども, 当騎士領に所属しない, すべての土地は当騎士領の排他的羊放牧権に服する。放牧を許容する（Huthungsleidenden）土地所有者は, あらゆる共同放牧権（Mithuthung）から明確に排除される。

〔当騎士領領域の〕耕地（Felder）は三つの種類において（in drei Arten）維持されるべきである。

休閑区（Braachschlag）は, 播種されたクローヴァー〔畑〕を含めて, 春には新暦ヴァルブルギスまで放牧される。新暦ヴァルブルギス以後, 休閑区の半分は, クローヴァー〔畑〕を含めて, 夏栽培（Sömmerung）に利用される。この時以後に初めて, 肥料をこの土地（Tracte）に散布し, 犁で埋め込む（untergepflügt）ことが許される。ただし, それ〔肥料〕を前もってそこに運ぶことはできる。

休閑地の残りの半分は聖ヨハネの日まで犁き返されない（ungerissen）で, 放牧に服する。この時以後にそこは初めて, 犁き返され（umgepflügt）, 肥料が散布されてよい。ただし, 放牧を許容する者は, それ〔肥料〕を聖ヨハネの日以前に耕地に運びうる。

冬〔穀〕刈後地（Winterstoppel）は作物取り入れの直後から放牧される。旧暦ミカエル祭前にそれを犁耕し（angebroschen）てはならない。犁き返された耕地（Sturzacker）の犁耕（Umbraachen）の後, そこは次の播種耕（Saatbestellung）まで放牧される。

最後に, 夏〔穀〕刈後地は冬〔穀〕刈後地と同じように, 作物取り入れの直後から放牧のために開放され, 冬が始まるまで, それ〔放牧〕に服する。それを一部でも犁き返す（ungerissen）ことは許されず, 播種されたクローヴァー〔畑〕も保護されない。

- (b)協定序文, IIの14-22の園地農9人が, 1808年4月10日作成・1809年2月23日承認の協定に

従って、当騎士領のいわゆる大採草地に対して給付すべき手賦役。

(c) 支払われるべき世襲貢租と警衛金。

第2条。……当騎士領所有者は、第2の契約締結者、Ⅱの1-64……とその後継所有者を、……第1条(1)と(2)の賦役給付義務および現物貢租支払い〔義務〕から解放し、それら〔の義務〕と、第1条(4)……の放牧権とを、後に第3条・第5条で約定される補償と引き換えに、自身についても後継所有者についても、法律上有効に放棄する。そして、その権利が将来も存続すべきである放牧権、賦役と貨幣貢租（第1条末尾の(a)、(b)と(c)）以外は、第2の契約締結者が当騎士領への賦役給付・現物貢租支払い義務から一切免除されている、と彼は宣言する。

第3条。第2の契約締結者（序文、Ⅱの1-64）はこの解放と〔権利〕放棄（第2条）を受け入れ、賦役給付と現物貢租支払いの際に彼らに与えられるべきであった反対給付、および、第1条(5)によって彼らに帰属する放牧権を、自身についても後継所有者についても放棄し、償却年地代（第5条）の引き受けと支払いによって騎士領領主に補償する義務を負う。

次にまた、当騎士領領域内に土地を持つ〔第2の〕契約締結者は、当騎士領に帰属する放牧権が、第1条末尾の(4)⁽⁴⁾で言及・記述されているように、今後も行使されることに同意する。これらの土地の所有者が将来、この放牧権の償却を希望し、提議する限り、償却年地代21T6Gを当騎士領に支払わねばならないこと、そして、放牧を許容する者がそれ〔地代額〕を、土地面積に比例して、彼らの間で配分すべきであること、に当事者双方は合意した。それに対して、権利者が償却を提議する場合には、放牧権の価値が委員によって調査されるべきである。

第1条末尾の(c)に記された世襲貢租と警衛金は、毎年4回、3月、6月、9月と12月の末日に、第5条〔一覧表〕第12・第13欄に挙げられた額ずつ、当騎士領に支払われるべきである。

第4条。権利者は、第2の契約締結者が引き受けた地代を、年額が4Pで整除される限り、地代銀行に委託する。ただし、例外として、契約締結者〔序文、Ⅱの〕23-25は各人2Gを、リプティッツ村の〔同〕64は10G5Pを、ニーダーグラウシュヴィッツ村のJ. G. シュプロース〔同61〕は4Pを、J. G. ミュラー〔同62〕は8Pを、未亡人A. R. クンツェ〔同63〕は3G4Pを、一時金支払いによって償還する。

第5条。年地代あるいは一時金および世襲貢租・警衛金として支払われるべきものは、次のとおりである（後出第3表）。

- | | |
|----------------------------|--|
| (1)一連番号 | (9)地代銀行委託額 |
| (2)保険番号 | (10)騎士領領主に支払うべき地代端数 |
| (3)地代支払義務者氏名
年地代の額、すなわち | (11)協定承認後に支払うべき一時金額 |
| (4)連畜賦役+手賦役（第1条1） | (12)世襲貢租額 |
| (5)手賦役（第1条2） | (13)警衛金額 |
| (6)現物貢租（第1条3） | (14)注。契約締結者15、17と18が支払う現物貢租の価値は、それに対する反対給付の価値よりもそれぞれ2G3Pだけ小さい。そのために、それ〔不足額〕は放牧権地代から差し引かれている。 |
| (7)放牧権（第1条4） | |
| (8)年地代合計 | |

1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	13.	14.
1.	20.	L. A. A. of Oelsh...	48	4 27	3 1 4	55 21 4	55 21 4	55 21 4	55 21 4	1 11 6	4	4	
2.	22.	Johann...	48	70 6	2 20	51 12 6	51 12 6	51 12 6	51 12 6	22 6	4	4	
3.	10.	Johann...	48	4 27	3 2 10	55 22 10	55 22 10	55 22 10	55 22 10	22 6	4	4	
4.	15.	Johann...	48	4 20	2 1 6	54 21 6	54 21 6	54 21 6	54 21 6	22 6	4	4	
5.	14.	Johann...	48	4 5	2 9	54 17	54 17	54 17	54 17	22 6	4	4	
6.	12.	Johann...	48	4 17	4 4 6	56 21 6	56 21 6	56 21 6	56 21 6	1 4 6	4	4	
7.	11.	Johann...	48	15	2 22 10	51 16 10	51 16 10	51 16 10	51 16 10	1 4 6	4	4	
8.	30.	Johann...	48	4 11	1 17 10	54 4 10	54 4 10	54 4 10	54 4 10	12	4	4	
9.	25.	Johann...	48	4 14	3 17	56 7	56 7	56 7	56 7	9	4	4	
10.	26.	Johann...	48	4 11	2 25 2	55 10 2	55 10 2	55 10 2	55 10 2	18	4	4	
11.	21.	Johann...	48	4 11	2 13 6	55 10 6	55 10 6	55 10 6	55 10 6	6	4	4	
12.	33.	Johann...	48	1 17	1 11	2 11	2 11	2 11	2 11	14 4	4	4	
13.	13.	Johann...	48	2 5 4	3 1	2 8 11	2 8 11	2 8 11	2 8 11	7 11 6	4	4	
14.	25.	Johann...	48	9	16 4	11 1	11 1	11 1	11 1	5 6	4	4	
15.	21.	Johann...	48	7 11	7 11	7 11	7 11	7 11	7 11	5	4	4	
		Satus 1, 528		46 21 7	33 21 6	1 403 17	1 403 17	1 403 17	1 403 17	32 3 6	2	4	

第1386号協定 第5条一覧表

第6条. 第1条(1)で言及された賦役〔連畜賦役+手賦役〕の、生の給付は、1836年2月15日から、また、〔同条〕(2)の手賦役と、〔同条〕(3)の現物貢租のそれは、1836年初から、最後に、放牧権〔同条(4)と(5)〕のそれは1836年6月末日から廃止されている。したがって、前条で約定された地代〔第5条一覧表〕第4-第7欄)も、それぞれ……〔上記期日〕から回転し始めた。

第7条. 第5条に個別に挙げられた、すべての地代と……貨幣貢租(世襲貢租・警衛金)は、20グorden〔鑄貨率〕で、毎年4回、3月、6月、9月と12月の末日に支払われるべきである。

第8条. 1832年……〔委託〕地代銀行法第19条によって地代銀行は、協定承認後の最初の復活祭期あるいはミカエリス祭期からのみ、委託された地代を受託するので、

- a. 本協定承認後の最初の復活祭期あるいはミカエリス祭期までは、第5条〔一覧表〕第8欄に概括された地代額は、ヴィーデローダの騎士領領主に直接に〔支払われ、〕
- b. この期日以後は、第9欄に挙げられた地代が、地代銀行に支払われるべきである。それに対して、
- c. 第10欄の地代端数は、一時金支払によるその償還まで、将来もヴィーデローダの騎士領領主に支払われるべきである。

第9条. 〔対物的負担としての地代、および、地代銀行委託地代・地代端数関係法規——省略〕

第10条. (A) 上述(第4条)のように、協定序文、23-25の小屋住農、J. G. ボルマン、J. H. ハウスヴァルトと未亡人 J. R. M. バイリヒは、引き受けた地代、各人につき2Gを、協定承認の通告後に一時金支払いによって減額する義務を負う。

そのために、彼らは、

(a) 第5条第8欄の彼らの名前の所で挙げられた、すべての地代額を、一時金支払いによってそれが減額されるまで、したがって、彼らが協定承認の通知を得る時点まで、騎士領領主に〔支払い、〕

(b) それ以後は、第5条第9、第10欄に挙げられた地代額のみを、協定承認後の最初の復活祭期あるいはミカエリス祭期まで、後者〔騎士領領主〕に支払い、

(c) 後者〔本条(b)〕の期日以後は、第5条第9欄の地代を地代銀行に、第10欄の地代端数を騎士領領主に支払わねばならない。

(d) 協定承認の通知が得られた後、各人は2T2Gの一時金を権利者に支払わねばならない。

(B) さらに、協定承認の通知が得られる時点まで、(1)リプティッツ村〔協定一連番号64〕は10G5Pを、(2)ニーダーグラウシュヴィッツ村のJ. G. シュプロース〔同61〕は4Pを、(3)同、J. G. ミュラー〔同62〕は8Pを、(4)同、未亡人A. R. クンツェ〔同63〕は3G4Pを、放牧権地代として騎士領領主に全額支払うこと、その通知が得られた後に、その償還のためにこの地代の25倍額〔第11欄〕を騎士領領主に支払うこと、を誓約する。

第11条. 第2条の内容に従って当騎士領所有者は、当騎士領領域にある「遺贈耕地」における放牧権を除いて、リプティッツ村・マネヴィッツ村領域にある、リプティッツ村教会地・教区地・学校地所属地に対する放牧権を放棄した。「遺産耕地」での放牧権のほかに、

(a) 羊道(Schaaftriebe)と木材運搬車道(Holzfahrtweg)として大昔から続いている、いわゆる羊道の存続を彼はなお明確に留保する。これ〔いわゆる羊道〕は、当騎士領所属林地(ローベン谷と呼

ばれる)に通じ、そこから発するものである。それは教区〔所属〕林地と、それに隣接する教区〔所属〕耕地（これは牧師山（Pfaffenberg）の傍にある）から、壕によって区切られている。この羊道は従来どおり当騎士領の無償の利用に留まるべきである。

(b) 次に彼は、〔教会祭壇下の地下納骨室の引き渡しと、〕代々墓所建設用地（リプティッツ村教会の塔の北側の広場。長さ12エレ、幅8エレ）の譲与を留保する。

(c) 最後に〔彼は〕、教区〔所属〕林地における排他的羊放牧権を従来どおり留保する。これは、騎士領所属林地（ローベン谷と呼ばれる）に隣接し、牧師山と呼ばれている。

放牧権行使の際に、若木は法的規定に従って保護されるべきである。

(a)、(b)と(c)の諸条件と諸留保のほかは、教会地・教区地・学校地に対する当騎士領の放牧権は、無償で廃止されるべきである。

上記聖界土地の管財人はこの〔権利〕放棄を受け入れ、……前述(a)、(b)と(c)の諸条件と諸留保を容認する。

第12条。リプティッツ村の園地農J. G. ロッホマン、保険番号10〔一連番号17〕は、当騎士領領域にある騎士領所属耕地の間に、耕地（シャードベーク（Schadebeek）と呼ばれる）を持つ。ここで農具を修復する（mit dem Ackergeschirre einzulenken）権利が、当騎士領所有者に従来、帰属していた。彼〔騎士領所有者〕はこの権利を放棄し——これ〔この作業〕は今後、騎士領所属耕地で行なわれるべきである——、彼〔園地農ロッホマン〕に以下を確約する。すなわち、後者は、当騎士領領域内の耕地に播いたクローヴァー〔畑〕について、春のヴァルプルギス祭前の8日間、羊放牧を免除される。また、彼は休閒地の半分にクローヴァーを播くことを許される。

第13条。当騎士領所有者はまた、提議者たちの土地に対する〔騎士領家畜の〕通行権（Uebertriften）が、以下の(a)の羊道（Schaaftreibe）と(b)の家畜道を除いて、彼に帰属しないこと、そして、リプティッツ村・マネヴィッツ村領域にある、彼の採草地に、そこへの家畜道（Treibe）を彼は持っていないので、彼が羊を放牧してはならないこと、を認める。(a)は、騎士領耕地から車道を通して、マネヴィッツ村の石切場とかつての豚牧場に、さらに「羊橋」に通じる羊道である。(b)は、ローベン谷〔騎士領所属林地〕に通じる、幅16エレの家畜道であり、今後も存続する。

第14条。〔償却費用の分担と同文5部の協定——省略〕

騎士領ヴィーデローダ、リプティッツ村とマネヴィッツ村にて1839年9月9日——103ページは本協定第5条一覧表の最初を示している。

協定署名集会議事録は次のとおりである。

リプティッツ村にて1839年9月9日

当地の委員会事務所に本日J. G. シュプロース〔協定一連番号61〕とJ. G. ミュラー〔同62〕が出頭して、訴えた。〔ニーダーグラウシュヴィッツ村居住の〕彼らは邦議会〔下院〕議員選挙のための選挙人の選挙⁽⁵⁾に本日ポムリッツ村⁽⁶⁾（Pomlitz）に召喚されている。彼らは、直ぐに去らねばならないので、他の被召喚人の出頭を待たないで、協定の署名を願ひ出る、と。

この申請は聴許され、出頭者は、協定の中で彼らに関連する内容を通知された。彼らはそれを承認し、協定に署名し、また、これについて作成された議事録を、朗読の後で承認し、署名した。

リプティッツ村にて1839年9月9日

召喚状に従って本日、委員会事務所に（Ⅰ）当地の教区地・教会地・学校地の管財人、F. E. ニコライ、（Ⅱ）当騎士領所有者……、（Ⅲ）義務者、F. W. トーマス（農地2個に関して）、C. A. ツィーシュナー⁷⁾……（など57人）が出頭した。

召喚状に警告が述べられており、召喚状の送達は適切に行なわれたにも拘わらず、未亡人 A. R. クンツェ [一連番号63] ……（ほか8人）は出席しなかった。署名されるべき協定は、彼ら [欠席者] によって署名された、と見なされ、また、彼らに対しても拘束力を持つ。

出席者に対して協定がゆっくりと、そして、はっきりと朗読され、その内容が解説された。その後、[特別委員は一連番号] 36の J. G. フンガーが警衛金 4 G を支払わねばならない、と述べた。出席しているフンガーが同意を表明したので、この金額が協定に追加的に挿入された。

さらに、第1条6項(a)⁸⁾の内容について長く協議された。義務者たちは次のように主張した。償却について以前に討議した際に、当騎士領領域内の耕地は、協定にあるように、半分しか夏期栽培 (besömmert) されてはならない、と規定された。[けれども、] 休閑地全部を夏期栽培することが、あの討議の後で自分たちに許された、と。しかし、騎士領所有者……はそれに反論した。協定の内容はそのままにしておかねばならない、と [特別] 委員会は反論者 [義務者] たちに返答した。なぜなら、警告 (Erinnerungen) の提起のために定められた、最後の (peremptorischen) 期限までに彼らはこの警告を提出しなかったからである。それはそうとして、重大な規定が彼らの気に入らないならば、既に規定された地代を踏み砕く (eintreten zu lassen) ことが、彼らには許されている、と。

この討議の際に、同席していた J. G. ガイチュ [一連番号20] は協定の内容を、豚にも等しいこと、と言った。[特別] 委員会は、この不法な言辞を処罰するために、正規の官憲に彼を告発する、と決定した。

朗読の後、出席者は議事録を承認し、それと協定に署名した。……

協定の朗読の間にニーダーグラウシュヴィッツ村の未亡人 A. R. クンツェ [一連番号63] が出頭し、協定と作成された議事録とを承認し、両者に署名したことが書き付けられるべきである。

さらに、[上記] J. G. ガイチュは、討議中に用いた、あの不法な表現について悔悟を表明して、特別委員会に許しを乞い、この誤りを告訴しないよう願った。[特別] 委員たちは、予告した告発を思いとどまる、と彼に約束した。……

最後に以下が書き付けられるべきである。報告の [議事録番号] <39> に挙げられた未亡人 J. C. ヴァーデヴィッツ [一連番号37の共同所有者] は、討議に出席したが、議事録と協定に署名しないで去ったこと。そのために、彼女の署名が欠けているにも拘わらず、協定は彼女に対して法的拘束力を持つ、との予告された不利益が彼女を襲うこと。……

[法律関係] 特別委員・義務的記録担当者アウグスト・ハインリヒ・ミュラー
 経済関係特別委員エルンスト・アウグ [スト] ・フルヒテゴット・バイアー

上記の比較の後に、ここまでの11ページの写しが署名 [集会] 議事録……と逐語的に一致すること、を [私は] 証明して、特別委員会の印章を押印し、法律関係特別委員 [の名前] を署名する。

グリマ市にて1839年9月21日 騎士領ヴィーデローダの償却に関する特別委員会特別委員 弁護士
 A. H. ミュラー

全国償却委員会、ノステイツ・ウント・イエンケンドルフはこれを1839年9月30日に承認した。

- (注1) GK Nr. 1389. Frohn- Zins- und Hutungsablösungsreceß vom 9./30. Septbr. 1839 zwischen dem Rittergut Wiederoda bei Grimma, den Einwohnern zu Liptitz, Mannewitz und Niedergrauschwitz und der geistlichen Lehnen zu Liptitz. —なお、以下を付記する。①この表題における貢租は、協定本文第1条(3)によれば現物貢租である。世襲貢租と警衛金は第5条一覧表に表示されているけれども、償却の対象としてではない。②特別委員の氏名は協定序文には明示されていないが、協定署名集会議事録から見て、法律関係がA. H. ミュラー（義務的記録担当者を兼ねる）であり、経済関係がE. A. F. バイアーであった。これは本稿第1節の協定署名時における特別委員と同じである。
- (注2) ニーダーグラウシュヴィッツ村はムッチェン市の南東にある。HOS, S. 228—229. この村はマネヴィッツ村の南方にある。ザクセン州立ライプツィヒ文書館によれば両村は隣接している。
- (注3) この教会地・教区地・学校地 (Kirchen- Pfarr- und Schullehn) は、本協定の表題などでは聖界土地 (geistlichen Lehne) と表現されている。
- (注4) 第3条の関係箇所は次のとおりである。「……当騎士領領域内に土地を持つ [第2の] 契約締結者は、当騎士領に帰属する放牧権が、第1条末尾の(4)で言及・記述されているように、今後も行使されることに同意する」。それに対して、第1条(4)で言及された放牧権は、「契約締結者第2・第3に属する、リプティッツ村・マネヴィッツ村領域内の土地に対して、当騎士領が持つ放牧権。いわゆるハイデ山の土地に対するそれを含む」、であり、後者の権利は本協定の償却対象の一つであった。本協定に基づいて、「償却を除外され」て、存続する放牧権は、第1条後半の(a)に記された放牧権、「当騎士領領域内で当騎士領に帰属する放牧権」である。
- (注5) 1831年憲法において下院は騎士領所有者議員 (20人)、都市議員 (25人)、農民議員 (25人) と商工業議員 (5人) から構成された。下院議員選挙権の条件は年齢25歳以上の男子などである。騎士領所有者はその代表を直接に選挙し、他の3階級は第二次選挙人を通じて間接的に選挙した。ただし、商工業議員は当初は国王任命であり、第二次選挙人の選挙は1839年選挙法に基づいて初めて実施された。シュミット 1995, pp. 67, 155—156。
- (注6) ポムリッツ (Pommlitz) 村はミューゲルン市の西方にある。HOS, S. 237. この村はニーダーグラウシュヴィッツ村 (注2) の東方にあり、両村は隣接している。
- (注7) この中で議事録番号 <11> と同 <24> は同姓同名の C. A. ツィーシュナーである。<24> については、「村を代表して村長」と付記されているから、彼が村長として出席したのは、一連番号 [64] の村有地のためである。そして、議事録番号 <11> の場合には一連番号 [11] の馬所有農としてである。——彼が二つの議事録番号で記載されているので、署名集会開会時に出席していた義務者は56人となる。
- (注8) これは、第1条(6)の(a)ではなく、第1条の(a)と言われるべき条項であろう。これも、既に (注4) が問題にしたものである。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は序文における賦役・現物貢租・放牧権義務者全員の一連番号、氏名⁽¹⁾と不動産を、〈 〉

内に保険番号を示している。(1)不動産所有者である妻の旧姓と夫の氏名、後見人の氏名・居住地・不動産、共同所有不動産における筆頭所有者以外の氏名は、原則として省略した。(2)氏名と不動産・階層の判読に当たって、本協定第5条一覧表のそれを参考にした。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

(リプティッツ村)

[1] Friedrich Wilhelm Thomas (馬所有農地<24>)

[2] Johann Gottlob Keller (馬所有農地<22>)

[3] Johann Gottfried Wolf (馬所有農地<19>)

[4] Johann George Junghanns (馬所有農地<15>)

[5] Johann David Wetzold (馬所有農地<14>)

[6] Johann Gottfried Hessel (馬所有農地<12>)

[7] Johann Gottfried Risse (馬所有農地<11>)

(マネヴィッツ村)

[8] 共同所有者、未亡人 Anne Christine Stein, Carl Friedrich Stein, Christian Gottlob Stein (馬所有農地<30>)

[9] Johann Gottlieb Kunze jun. (馬所有農地<25>)

[10] Johann Gottfried Kretzschmar (馬所有農地<26>)

[11] Carl August Zieschner (馬所有農地<27>)

[12] 未亡人 Johanne Christiane Döbler (「沼の水車」<33>)

(リプティッツ村)

[13] Johann Carl Gottlieb Weber (挽き割り水車<13>)

[14] Carl Gottlob Plänitz (園地<23>)

[15] Johann Gottlieb Wolf (園地<21>)

[16] Friedrich Wilhelm Thomas (園地<20>)

[17] Johann Gottlieb Lochmann (園地<10>)

[18] Johann August Kretzschmar (園地<7>)

(マネヴィッツ村)

[19] Christian Gottlieb Andrä (園地<31>)

[20] Johann Gottfried Gaitzsch (園地<29>)

[21] Johann Jacob Oehmichen (園地<28>)

[22] Johann Gottfried Weißhorn (園地<23>)

[23] Johann Gottlob Borrmann (雌牛所有家屋<4>)

[24] Johann Heinrich Hauswald (雌牛所有家屋<34>)

[25] 未亡人 Johanne Rosine Marie Beirich (雌牛所有家屋<35>)

(リプティッツ村)

[26] Johann Gottfried Dämmig (旧家屋<25>)

[27] Carl Friedrich Müller (旧家屋<8>)

[28] 妻 Rosine Marie Landrock (旧家屋<4>)

[29] Johann Gottlieb Busch (旧家屋<3>)

[30] Johann Gottfried Schreiber (旧家屋<2>)

[31] Johann Gottlob Albrecht (旧家屋<1>)

(マネヴィッツ村)

[32] Traugott Könitz (旧家屋<1>)

[33] Carl Gottlieb Krebs (旧家屋<2>)

[34] Johann Gottfried Möbiuss (旧家屋<3>)

[35] 未亡人 Johanne Sophie Plänitz (旧家屋<5>)

[36] Johann Gottlob Hunger (旧家屋<6>)

[37] 未亡人 Johanne Christiane Wadewitz と共同所有者 (旧家屋<7>)

[38] Johann Christian Hiersemann (旧家屋<8>)

[39] Johann Andreas Wadewitz (旧家屋<9>)

[40] Johann Gottfried Zschau (旧家屋<10>)

[41] 未亡人 Christiane Friedericke Gasch と [共同所有者] (旧家屋<12>)

[42] Johann Gottlob Wittig (旧家屋<13>)

[43] 妻 Johanne Veronicka Oelschig (旧家屋<20>)

[44] Johann Gottlieb Kretzschmar (旧家屋<21>)

[45] Carl August Richter (旧家屋<22>)

[46] Johann Gottfried Kirchof (旧家屋<24>)

[47] Johann Andreas Gregor (旧家屋<37>)

[48] Johann Christian Herschel (旧家屋<36>)

[49] Johann Gottlob Heidel (新家屋<32>)

[50] Carl Christian Streil (新家屋<14>)

[51] Johann Andreas Schramm (新家屋<18>)

[52] Johann Gottlob Felgner (新家屋<19>)

[53] Johann Gottfried Geyler (新家屋<15>)

[54] Johann Friedrich Heinicke (新家屋<16>)

[55] Johann Gottlob Richter (新家屋<17>)

(リプティッツ村)

[56] Ernst Ferdinand Becker (新家屋<18>)

[57] Carl Gottlob Bautze (新家屋<17>)

[58] Johann Gottfried Naumann (新家屋<5>)

[59] Johann Gottlieb Zimmermann (新家屋<6>)

[60] Johann Gottfried Mann (新家屋<16>)

(ニーダーグラウシュヴィッツ村)

[61] Johann Gotthelf Sproß (耕地片60平方ルーテ, [農民]地)

[62] Johann Gottlob Müller (耕地片130平方ルーテ, 園地)

[63] 未亡人 Anne Rosine Kunze (採草地・耕地片2アッカー16平方ルーテ, 水車)

(リプティッツ村)

[64] リプティッツ村 (耕地片1アッカー52平方ルーテと採草地2アッカー254平方ルーテ) (代表は村長 Carl August Zieschner)

協定一連番号の最後、64は本協定の義務的不動産の総個数を示すであろう。一連番号の最後の4個、61-64は、リプティッツ村領域にある、小面積の耕地片（Feld）と採草地である。このうち、(1)一連番号61-63の不動産は、ニーダーグラウシュヴィッツ村の〔農民〕・園地農・水車屋（その保険番号は省略した）によって「付属地片」（Pertinenzstück）として所有されている。また、(2)一連番号64の耕地片・採草地の所有者は団体としてのリプティッツ村である。総個数64から(1)と(2)を除くと、リプティッツ村とマネヴィッツ村の住民が所有する義務的不動産は60となる。その村別階層別内訳は第2表のとおりである。

第2表 義務的不動産の階層別個数

不動産・村	リプティッツ村	マネヴィッツ村	計
馬所有農地	7	4	11
園地	5	4	9
雌牛所有家屋	—	3	3
旧家屋	6	17	23
新家屋	5	7	12
水車の土地	1	1	2
計	24	36	60

ところで、協定一連番号1（馬所有農地）の所有者と同16（園地）の所有者とはリプティッツ村の同姓同名者である。これと同姓同名の人物が、既に本節(1)で訳出したように、「農地2個に関して」協定署名集会に参加していた。したがって、一連番号1の不動産の所有者と16のそれとは同一人であり、彼は馬所有農地と園地とを同時に所有していた。そのために、両村に居住する義務者（共同所有者は1人と見なす）は合計59人になり、本協定全体の義務者総数は62人と1団体（リプティッツ村）となる。しかし、以下では、義務的不動産総個数を64として、本協定を検討する。

第5条一覧表から、(2)、(3)、(8)-(11)を除いて示したものが、第3表である。すなわち、本表第1行の(1)、(4)-(7)、(12)、(13)は原表の番号と同じである。T、GとPはターラー、グロッシェンとプフェニヒの略語である。

第3表 賦役・現物貢租・放牧権の償却地代額と世襲貢租額・警衛金額

(1)	(4)	(5)	(6)	(7)	(12)	(13)
[1]	48T-G-P	-T-G-P	4 T20G-P	3 T 1 G 4 P	1 T11G 6 P	-T 4 G-P
[2]	48T-G-P	-T-G-P	-T16G 6 P	2 T20G-P	-T22G 6 P	-T 4 G-P
[3]	48T-G-P	-T-G-P	4 T20G-P	3 T 2 G10P	-T22G 6 P	-T 4 G-P
[4]	48T-G-P	-T-G-P	4 T20G-P	2 T 1 G 6 P	-T22G 6 P	-T 4 G-P
[5]	48T-G-P	-T-G-P	4 T 8 G-P	2 T 9 G-P	-T22G 6 P	-T 4 G-P
[6]	48T-G-P	-T-G-P	4 T17G-P	4 T 4 G 6 P	1 T 4 G 6 P	-T 4 G-P
[7]	48T-G-P	-T-G-P	-T18G-P	2 T22G10P	1 T 4 G 6 P	-T 4 G-P
[8]	48T-G-P	-T-G-P	4 T11G-P	1 T17G10P	-T22G-P	-T 4 G-P
[9]	48T-G-P	-T-G-P	4 T14G-P	3 T17G-P	-T 9 G-P	-T 4 G-P
[10]	48T-G-P	-T-G-P	4 T11G-P	2 T23G 2 P	-T18G-P	-T 4 G-P
[11]	48T-G-P	-T-G-P	4 T11G-P	2 T23G 6 P	-T 6 G-P	-T 4 G-P

[12]	-T-G-P	-T-G-P	1 T17G-P	-T18G 2 P	14T 4 G-P	-T-G-P
[13]	-T-G-P	-T-G-P	2 T 5 G 4 P	-T 3 G 7 P	7 T17G 6 P	-T-G-P
[14]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G 9 P	-T16G 4 P	-T 5 G 6 P	-T 4 G-P
[15]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 7 G11P	-T 5 G-P	-T 4 G-P
[16]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G 9 P	-T10G 2 P	-T 5 G-P	-T 4 G-P
[17]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 3 G11P	-T 5 G-P	-T 4 G-P
[18]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G 7 P	-T 7 G-P	-T 4 G-P
[19]	-T-G-P	-T-G-P	1 T16G 9 P	1 T-G 6 P	-T 9 G 6 P	-T 4 G-P
[20]	-T-G-P	-T-G-P	1 T16G 9 P	1 T 3 G10P	-T 9 G 6 P	-T 4 G-P
[21]	-T-G-P	-T-G-P	1 T16G 9 P	1 T 5 G 4 P	-T 9 G 6 P	-T 4 G-P
[22]	-T-G-P	-T-G-P	-T15G 3 P	-T11G 2 P	-T-G-P	-T 4 G-P
[23]	-T-G-P	1 T 2 G-P	-T-G-P	-T 1 G-P	2 T-G-P	-T 4 G-P
[24]	-T-G-P	1 T 2 G-P	-T-G-P	-T 1 G10P	2 T-G-P	-T 4 G-P
[25]	-T-G-P	1 T 2 G-P	-T-G-P	-T 4 G 6 P	4 T 6 G-P	-T 4 G-P
[26]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 7 G 6 P	-T 4 G-P
[27]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 6 G 8 P	-T 4 G-P
[28]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T13G 3 P	-T 4 G-P
[29]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 8 G 4 P	-T 4 G-P
[30]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G 2 P	-T12G 2 P	-T 4 G-P
[31]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T14G-P	-T 4 G-P
[32]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T16G-P	-T 4 G-P
[33]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G 8 P	-T 4 G-P
[34]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T16G-P	-T 4 G-P
[35]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 9 G-P	-T 4 G-P
[36]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 8 G 6 P	-T 4 G-P
[37]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T16G-P	-T 4 G-P
[38]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T16G-P	-T 4 G-P
[39]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T12G-P	-T 4 G-P
[40]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T12G-P	-T 4 G-P
[41]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T21G-P	-T 4 G-P
[42]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T15G 8 P	-T 4 G-P
[43]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T16G-P	-T 4 G-P
[44]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T16G-P	-T 4 G-P
[45]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T14G-P	-T 4 G-P
[46]	-T-G-P	-T16G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T15G 4 P	-T 4 G-P
[47]	-T-G-P	-T 8 G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 6 G 2 P	-T 2 G-P
[48]	-T-G-P	-T 8 G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 6 G 2 P	-T 2 G-P
[49]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	2 T15G-P	-T 4 G-P
[50]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G-P	-T-G-P
[51]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G-P	-T-G-P
[52]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G-P	-T-G-P
[53]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G-P	-T-G-P
[54]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G-P	-T-G-P
[55]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G-P	-T-G-P
[56]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P
[57]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P
[58]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P
[59]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P

[60]	-T-G-P	1 T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P
[61]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G 4 P	-T-G-P	-T-G-P
[62]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T-G 8 P	-T-G-P	-T-G-P
[63]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T 3 G 4 P	-T-G-P	-T-G-P
[64]	-T-G-P	-T-G-P	-T-G-P	-T10G 5 P	-T-G-P	-T-G-P
計	528T-G-P	29T22G-P	52T15G10P	39T17G 3 P	59T12G 5 P	7 T16G-P

第5条一覧表（本節第3表）から、各義務の不動産の賦役・現物貢租・放牧権償却年地代額を、その少ない順に、村別に表示したものが、第4－第6表である。地代額が同一の一連番号はまとめてある。また、第5条一覧表に記載されているけれども、本協定で償却の対象とされなかった世襲貢租と警衛金について、それぞれの金額に基づく順位表が、第7表と第8表である。各表には各村の合計額とその25倍の償却一時金額も付記した。償却一時金額は世襲貢租と警衛金についても便宜上、25倍額とした。本表の一時金額は、各村年地代合計額を、プフェニヒ額を切り捨てた上で、25倍し、その積からグロッシェン額を切り捨てた概算額である。ATは旧貨幣制度のターラーを表す。ただし、ある村のある種目の地代額がすべて同一である場合には、村合計額欄は設けていない。(iii)の2村合計は各村の一時金概算額の合計を示す。

これらの表の作成に当たって以下を考慮した。(1)一連番号61-63の農地所有者はニーダーグラウシュヴィッツ村民である。しかし、これらの農地はリプティッツ村領域にあるので、その償却地代はリプティッツ村のそれに追加する。(2)本協定第5条一覧表には、既に第1節で訳出したように、一連番号15, 17と18に関して、現物貢租の評価額がその反対給付の評価額よりも小さいために、その額が放牧権償却地代から差し引かれた旨、注記されている。この注に従って記載された原表の地代額の表示、したがって、第3表のそれは、本節のように、各村・騎士領全体における種目別地代額の確定を目的とする場合には、適当でない。第5・第6表において上記の不動産3個の地代額は、原表の放牧権償却地代にあの差引額を加えて表示し、現物貢租地代額はマイナス額で表示している。

第4表 村別賦役償却地代額順位表

(A) 「連畜賦役+手賦役」	(ii) マネヴィッツ村
(i) リプティッツ村	8 G. [47-48]. < 2個; 16G>
48T. [1-7]. < 7個; 336T> {8,400AT}	16G. [32-46]. < 15個; 10T>
(ii) マネヴィッツ村	1 T. [49-55]. < 7個; 7 T>
48T. [8-11]. < 4個; 192T> {4,800AT}	1 T 2 G. [23-25]. < 3個; 3 T 6 G>
(iii) 2村合計. < 11個> {13,200AT}	合計額 < 27個; 20T22G-P> {522T22G ≒ 522AT}
(B) 「手賦役のみ」	(iii) 2村合計. < 38個> {747AT}
(i) リプティッツ村	(C) 賦役全体
16G. [26-31]. < 6個; 4 T>	(i) リプティッツ村. < 18個> {8,625AT}
1 T. [56-60]. < 5個; 5 T>	(ii) マネヴィッツ村. < 31個> {5,322AT}
合計額 < 11個; 9 T-G-P> {225AT}	(iii) 2村合計. < 49個> {13,947AT}

賦役 (B), 「手賦役のみ」は、(1)両村の旧家屋 (23戸), (2)両村の新家屋 (12戸), (3)マネヴィッツ

村だけにある雌牛所有家屋（3戸）、以上3種の家屋のすべてに課された賦役である。家屋1戸当たりの賦役（B）償却地代額を比較すると、(1)中の2戸（aとする）の地代額が最も小さく、(1)中の残り21戸のそれは、上記aの2倍であり、(2)はaの3倍である。(3)のそれは(2)よりもやや大きい。家屋1戸当たり賦役（B）地代額は、(1)–(3)の全部を平均すると、リプティッツ村で約20G、マネヴィッツ村で約19Gと算出される。

賦役（A）、「連畜賦役+手賦役」は、両村の馬所有農地のすべて（11個）に課されていた。馬所有農地1個当たりの賦役（A）償却地代額は同一である。それは、家屋1戸当たりの賦役（B）地代額平均（上記）の約60倍に達する。

賦役（A）と賦役（B）を合算した賦役（C）の中で、賦役（A）の合計額はマネヴィッツ村で約90%を占め、リプティッツ村では約97%に達する。両村の賦役地代額総計における賦役（A）の合計額の圧倒的優位が明らかである。

なお、本協定において賦役は賦役（A）と賦役（B）のみであった。第1条bによれば、両村のすべての園地、一連番号14–22の9個は当騎士領の「大採草地」で手賦役を果たすべきであったけれども、この賦役は本協定の償却対象から除外されていた。

第5表 村別現物貢租償却地代額順位表

(i) リプティッツ村	合計額 <13個; 26T23G 7P> [673T23G≐673AT]
– 2G3P. [15, 17, 18]. <3個; – 6G9P>	(ii) マネヴィッツ村
9P. [14, 16]. <2個; 1G6P>	15G3P. [22]. <1個; 15G3P>
16G6P. [2]. <1個; 16G6P>	1T16G9P. [19–21]. <3個; 5T2G3P>
18G. [7]. <1個; 18G>	1T17G. [12]. <1個; 1T17G>
2T5G4P. [13]. <1個; 2T5G4P>	4T11G. [8, 10, 11]. <3個; 13T9G>
4T8G. [5]. <1個; 4T8G>	4T14G. [9]. <1個; 4T14G>
4T17G. [6]. <1個; 4T17G>	合計額 <9個; 25T9G6P> [634T9G≐634AT]
4T20G. [1, 3, 4]. <3個; 14T12G>	(iii) 2村合計. <22個> {1,307AT}

現物貢租償却地代は両村の馬所有農地（11個）、園地（9個）と水車（2個）、以上3種の不動産のすべてによって負担された。

マネヴィッツ村においては、馬所有農地の1個当たり現物貢租償却地代額平均は約108G、園地のそれは約34Gと計算される（簡単のためにプフェニヒ額を切り捨て、グロッシェン単位で表示する）。前者は後者の約3倍である。リプティッツ村では、馬所有農地の1個当たり平均地代額は約86Gである。しかし、この村では、園地2個の地代額は僅少であり、他の3個のそれは騎士領にとってマイナス額であるために、園地全部の地代額合計は騎士領にとってマイナス額となった。そこで、マネヴィッツ村について上に示したと同様の比較は、当村では可能でない。

マネヴィッツ村の現物貢租償却地代額総計に占める馬所有農地の現物貢租地代額合計の比率は、約71%であり、園地のそれは約22%である。馬所有農地の占める割合は、現物貢租においても極めて高い。それに対して、園地全部の地代額の合計が騎士領にとってマイナス額となるリプティッツ村では、馬所有農地のそれが約93%にも及ぶ。

第6表 村別放牧権償却地代額順位表

(i) リプティッツ村	4 T 4 G 6 P. [6]. < 1 個; 4 T 4 G 6 P>
2 P. [30]. < 1 個; 2 P>	合計額 < 18 個; 23 T 16 G 2 P> {591 T 16 G ≐ 591 A T}
4 P. [61]. < 1 個; 4 P>	(ii) マネヴィッツ村
8 P. [62]. < 1 個; 8 P>	1 G. [23]. < 1 個; 1 G>
3 G 4 P. [63]. < 1 個; 3 G 4 P>	1 G 10 P. [24]. < 1 個; 1 G 10 P>
3 G 7 P. [13]. < 1 個; 3 G 7 P>	4 G 6 P. [25]. < 1 個; 4 G 6 P>
3 G 11 P + 2 G 3 P = 6 G 2 P. [17]. < 1 個; 6 G 2 P>	11 G 2 P. [22]. < 1 個; 11 G 2 P>
7 G 11 P + 2 G 3 P = 10 G 2 P. [15]. < 1 個; 10 G 2 P>	18 G 2 P. [12]. < 1 個; 18 G 2 P>
10 G 2 P. [16]. < 1 個; 10 G 2 P>	1 T-G 6 P. [19]. < 1 個; 1 T-G 6 P>
10 G 5 P. [64]. < 1 個; 10 G 5 P>	1 T 3 G 10 P. [20]. < 1 個; 1 T 3 G 10 P>
10 G 7 P + 2 G 3 P = 12 G 10 P. [18]. < 1 個; 12 G 10 P>	1 T 5 G 4 P. [21]. < 1 個; 1 T 5 G 4 P>
16 G 4 P. [14]. < 1 個; 16 G 4 P>	1 T 17 G 10 P. [8]. < 1 個; 1 T 17 G 10 P>
2 T 1 G 6 P. [4]. < 1 個; 2 T 1 G 6 P>	2 T 23 G 2 P. [10]. < 1 個; 2 T 23 G 2 P>
2 T 9 G. [5]. < 1 個; 2 T 9 G>	2 T 23 G 6 P. [11]. < 1 個; 2 T 23 G 6 P>
2 T 20 G. [2]. < 1 個; 2 T 20 G>	3 T 17 G. [9]. < 1 個; 3 T 17 G>
2 T 22 G 10 P. [7]. < 1 個; 2 T 22 G 10 P>	合計額 < 12 個; 16 T 7 G 10 P> {407 T 7 G ≐ 407 A T}
3 T 1 G 4 P. [1]. < 1 個; 3 T 1 G 4 P>	(iii) 2 村合計. < 30 個> {998 A T}
3 T 2 G 10 P. [3]. < 1 個; 3 T 2 G 10 P>	(iv) 21 T 6 G. < 個数不明> {531 A T 6 A G}

放牧権償却地代を負担したのは、両村の馬所有農地（11個）、園地（9個）、水車（2個）、以上3種の不動産のすべて、および、マネヴィッツ村の雌牛所有家屋のすべて（3戸）、さらに、リプティッツ村の旧家屋1戸と特殊な農地片（所有者は村外居住者3人とリプティッツ村）であった。

リプティッツ村において、馬所有農地1個当たり放牧権償却地代額平均は約70Gであり、園地のそれは約11Gである。前者は後者の約6倍である。マネヴィッツ村では、馬所有農地1個当たりの平均地代額は約68Gであり、園地のそれは約23Gである。前者は後者の約3倍である。

馬所有農地の放牧権償却地代額合計は、リプティッツ村で放牧権償却地代額総計の約86%を、マネヴィッツ村で約70%を占める。園地の同じ比率はリプティッツ村で約10%、マネヴィッツ村で約24%である。各村の償却地代額総計に占める馬所有農地・園地の地代額の合計比率は、両村で95%前後に達する。

放牧権償却地代額は、騎士領の放牧権に服する農地の面積に従うはずである。リプティッツ村では旧家屋6戸中の1戸（一連番号30）だけが僅少な放牧権償却地代を負担した。この1戸の地代額は、面積が記載された、同村の特殊な農地の中で最も狭いもの、耕地片60平方ルーテ（一連番号61）のその半額であり、同村の園地の中で償却地代額最小のもの（一連番号17）の3%に達しない。マネヴィッツ村では雌牛所有家屋の中で償却地代額最大のもの（一連番号25）の地代は、同村の園地の中で償却地代額最小のもの（一連番号22）の約40%である。

なお、リプティッツ村では旧家屋6戸の中の5戸と新家屋のすべて、そして、マネヴィッツ村では旧家屋・新家屋のすべては、放牧権償却地代を課されていなかった。

さらに、注目すべき規定が第3条にある。すなわち、「当騎士領領域内に土地を持つ[、第2の]契約締結者は、当騎士領に帰属する放牧権が、第1条末尾の(4)で言及・記述されているように、今後

も行使されることに同意する。これらの土地の所有者が将来、この放牧権の償却を希望し、提議する限り、償却年地代21T6Gを当騎士領に支払わねばならないこと、……に当事者双方は合意した。……」との文言である。「当騎士領領域内で当騎士領に帰属する放牧権」は、本節(1)(注4)で指摘したように、本協定第1条(a)によって償却を除外されたのであるが、その償却年地代が予め決定されていたわけである。ここに規定された放牧権償却年地代21T6Gから、償却一時金額を求めてみると、それは531AT6AGとなる。この一時金額を(iv)として、第6表の最後に追加しておこう。それを負担する不動産の個数は不明である。

第7表 村別世襲貢租額順位表

(i) リプティッツ村	9G. [9, 35]. <2個; 18G>
5G. [15-17]. <3個; 15G>	9G6P. [19-21]. <3個; 1T4G6P>
5G6P. [14]. <1個; 5G6P>	10G. [50-55]. <6個; 2T12G>
6G8P. [27]. <1個; 6G8P>	10G8P. [33]. <1個; 10G8P>
7G. [18]. <1個; 7G>	12G. [39, 40]. <2個; 1T>
7G6P. [26]. <1個; 7G6P>	14G. [45]. <1個; 14G>
8G4P. [29]. <1個; 8G4P>	15G4P. [46]. <1個; 15G4P>
12G2P. [30]. <1個; 12G2P>	15G8P. [42]. <1個; 15G8P>
13G3P. [28]. <1個; 13G3P>	16G. [32, 34, 37, 38, 43, 44]. <6個; 4T>
14G. [31]. <1個; 14G>	18G. [10]. <1個; 18G>
22G6P. [2-5]. <4個; 3T18G>	21G. [41]. <1個; 21G>
1T4G6P. [6, 7]. <2個; 2T9G>	22G. [8]. <1個; 22G>
1T11G6P. [1]. <1個; 1T11G6P>	2T. [23, 24]. <2個; 4T>
7T17G6P. [13]. <1個; 7T17G6P>	2T15G. [49]. <1個; 2T15G>
合計額 <19個; 19T1G5P> {476T1G≐476AT}	4T6G. [25]. <1個; 4T6G>
(ii) マネヴィッツ村	14T4G. [12]. <1個; 14T4G>
6G. [11]. <1個; 6G>	合計額 <35個; 40T11G-P> {1,011T11G≐1,011AT}
6G2P. [47, 48]. <2個; 12G4P>	(iii) 2村合計. <54個> {1,487AT}
8G6P. [36]. <1個; 8G6P>	

世襲貢租を課されたのは、リプティッツ村の新家屋5戸すべてとマネヴィッツ村の園地1個(3個中の)を除く、両村のすべての不動産であった。

リプティッツ村において、不動産1個当たりの世襲貢租平均額は馬所有農地で約26G、園地で約5G、旧家屋で約10Gであった。3階層の中では園地が最も小さく、旧家屋は園地の約2倍、馬所有農地は園地の約5倍であった。

マネヴィッツ村では1個当たりの世襲貢租平均額は馬所有農地で約11G、園地で約9G、雌牛所有家屋で66G、旧家屋で約13G、新家屋で約18Gであった。5階層の中では園地が最も小さく、馬所有農地は園地の約1.2倍、旧家屋は園地の約1.4倍、新家屋は園地の約2倍、雌牛所有家屋は園地の約7倍であった。

注目すべきことに、両村で園地の1個当たり世襲貢租平均は各階層の中で最も小さかった。また、マネヴィッツ村では馬所有農地の世襲貢租平均額は家屋3種のそれよりも低かった。

両村の世襲貢租負担においてさらに特徴的な事情があった。各1個の水車が各村で最高額を負担したのである。その負担は、各村の園地1個当たり世襲貢租平均と比較して、リプティッツ村において約37倍であり、マネヴィッツ村で約38倍であった。

各村の世襲貢租額合計に占める不動産各階層の合計の比率を見てみる。リプティッツ村では馬所有農地合計は村合計の40%、園地6%、旧家屋13%、水車40%であり、マネヴィッツ村では馬所有農地合計は村合計の6%、園地3%、雌牛所有家屋20%、旧家屋23%、新家屋13%、水車35%である。各村合計（賦課される不動産は合計して19ないし35）から見て、水車（各村1個）の地代は突出していた。

第8表 村別警衛金額順位表

(i) リプティッツ村	4 G. [8-11, 19-25, 32-46, 49]. <27個; 4 T12G>
4 G. [1-7, 14-18, 26-31]. <18個; 3T> {75AT}	合計額 <29個; 4 T16G-P> {116T16G≐116AT}
(ii) マネヴィッツ村	(iii) 2村合計. <48個> {191AT}
2 G. [47, 48]. <2個; 4G>	

警衛金を負担したのは、リプティッツ村の水車と新家屋のすべて、および、マネヴィッツ村の水車と新家屋6戸（7戸のうち）を除く、両村の不動産であった。その額はマネヴィッツ村の旧家屋2戸のみが小さく（aとする）、(1)リプティッツ村のすべての馬所有農地・園地・旧家屋、(2)マネヴィッツ村のすべての馬所有農地・園地・雌牛所有家屋、および、旧家屋の残り15戸と新家屋1戸は、上記aの倍額であった。

各村の警衛金合計に占める各階層合計の割合は、リプティッツ村で馬所有農地合計が村合計の39%、園地28%、旧家屋33%であり、マネヴィッツ村では馬所有農地合計が村合計の14%、園地14%、雌牛所有家屋11%、旧家屋57%、新家屋4%である。

世襲貢租（第7表）と警衛金（第8表）の合計を貨幣貢租と見なすと、その償却一時金額はリプティッツ村合計（不動産19個）で551AT、マネヴィッツ村合計（不動産36個）で1,127AT、2村合計（不動産55個）で1,678ATとなる。

(注1) ①本表[8]の共同所有者と不動産は、前節第1表[1]に記された所有者と不動産、“Johann Christoph Steinの遺産所有者、(a)再び未亡人となった Anne Christiane Berger、(b) Carl Friedrich Stein、(c) Christian Gottlob Stein (馬所有農地 <30>)”と同一と考えられる。したがって、本表の“未亡人 Anne Christine Stein”は前節の女性、“再び未亡人となった Anne Christiane Berger”と同一人であろう。②第5条一覧表では（以下同じ）、[14]の名は Johann Gottlob、[21]の姓は Oehmigen、[22]の姓は Weishorn、[34]の姓は Möbius、[48]の姓は Henzschel、[49]の姓は Heydel、[57]の名は Carl Gottlieb となっている。

第3節 全国償却委員会文書第8137号

(1) 保有移転貢租償却協定

ここで問題となる全国償却委員会文書は、「ムツェン市近郊の騎士領ヴィーデローダと、マネ

ヴィッツ村の土地所有者およびリプティッツ村、騎士領ヴィーデローダ並びにデーベルン村領域のそれ [土地所有者] との間の、1851年9月29日/11月13日の保有移転貢租償却協定⁽¹⁾」である。

本協定序文には、「一方における当騎士領所有者……と、他方におけるマネヴィッツ村にある土地の、並びに、マネヴィッツ村、リプティッツ村、騎士領ヴィーデローダおよびデーベルン村⁽²⁾領域にある土地の、下記の所有者……との間で……司法管区⁽³⁾ムッチェンの仲介によって、本協定に告知された契約が、両当事者とその後継所有者のために、法的拘束力のあるものとして締結された」、と簡潔に記されている。

本文は次のとおりである。

第1条. 当騎士領は、一連番号1-23に記された土地の売却の度毎に、代金の5%の保有移転貢租の支払いを [土地] 取得者 (Acquirenten) から要求する権限を持つ。両当事者は、当騎士領所有者……も、上記の土地の所有者である、他方の契約締結者 (Paciscenten) も、この保有移転貢租の償却に際して他方の契約締結者が支払うべき年地代の計算に当たって、保有移転の場合を100年に2回と計算し、採用することに、契約によって一致した。

第2条. 一方の契約締結者は当騎士領に関して、上記の土地とその付属物から1848年初以後、保有変更の場合に保有移転貢租を要求する権利を、将来に亘って放棄する。

第3条. それに対して他方の契約締結者は自身とその後継所有者に関して、以下の年地代を支払う義務を負う。その地代はその都度の所有者の上記の土地とその他の財産に対して、……対物的負担と同じように保証され、優遇されるべきである。

[協定一連番号、保有移転貢租義務者全員の氏名と不動産は後出第1表、各人の償却地代額は後出第3表]

第4条. 地代は1848年初に回転し始める。そのために、他方の契約締結者は、1848年、49年と50年に既に満期となった地代を、後払いして、当騎士領に支払う義務を負う。彼らは、最後から二番目の欄に記された、総額3G5Pの地代端数を、本協定承認の報告を受けた直後に、25倍額、計2T27G5Pの支払いによって完全に償還する義務を負う。それに対して、残りの、最後から三番目に挙げられた年地代額、合計15T24G4Pは地代銀行に委託され、後者 [地代銀行] は当騎士領に25倍額の395T10Gを、387T15Gは地代銀行証券で、7T25Gは現金で、与えるであろう。

第5条. 地代銀行への委託が実現するまで、個々の地代額は当騎士領に、それ以後は、地代銀行管理部の定める受領官庁に支払われるべきである。

第6条. [地代銀行への支払い期日と関係法令——省略]

第7条. [償却費用の分担——省略]

第8条. [同文4部の協定——省略]

騎士領ヴィーデローダとマネヴィッツ村にて1851年9月29日——117ページは本協定第3条を示す。

協定署名集会議事録は以下のとおりである。

リプティッツ村にて1851年9月29日

マネヴィッツ村の土地の保有移転賃租償却協定に署名するために、本日午後、司法管区長グレックナー（Glöckner）は、署名した役人〔?〕とともに、リプティッツ村に赴いた。マネヴィッツ村の下記の土地所有者……、〔協定一連番号〕1-4, 7, 8, 10-23が上記出張事務所に出頭した。裁判所は全員に面識があった。

計4部作成された協定が、彼らに朗読され、説明された。義務者たちは、〔地代銀行〕委託の費用と釣り合わない少額地代を、一時金支払によって償還することを今一度要請された。出席者たちは協定の内容に至るところで同意し、それ〔協定〕を例外なく承認して、自ら署名した。しかし、2, 7, 8, 19, 20として挙げられた者は、手を取られて署名し、その署名を法律上認証した。

〔一連番号〕3と17、および、その間に出頭した6は、上記の要請に従って、引き受けた地代を地代銀行に委託せず、一時金支払いによって償還する、と申し出た。

これについて作成された議事録が朗読され、承認された。出席者たちは、彼らのために定められた協定1部が、〔J.J.〕エーミゲン〔一連番号13〕に手交されるべきである、と申し出た。……

ヴェルムスドルフ村のムッチェン管区にて1851年9月30日

裁判所に面識のある、騎士領ヴィーデローダの所有者、ゲオルク・ミュラー（陪席判事、ヴィーデローダ）が本日、管区役所に出頭した。作成された協定4部が、朗読された。彼はその内容に同意し、署名し、彼の署名を自筆のものとして認証した。……

ヴェルムスドルフ村のムッチェン管区にて1851年10月10日

裁判所に面識のある、マネヴィッツ村の家屋所有者C. A. リヒター〔一連番号9〕が本日、管区役所に出頭した。作成された協定4部が、朗読され、説明された。彼はその内容に同意し、協定4部に署名し、彼の署名を自筆のものとして認証した。最後に彼は、調査された地代を地代銀行に委託せず、一時金支払によって償還する、と申し出た。……

ヴェルムスドルフ村のムッチェン管区にて1851年10月28日

裁判所に面識のある、マネヴィッツ村の家屋所有者、〔一連番号〕5の妻F. ミュラー……とその夫C. F. ミュラー（現在シェルピッツ⁽⁴⁾村に居住）が本日、管区役所に出頭した。作成された協定4部が、朗読された。彼らはそれ〔協定〕を例外なく承認して、その規定すべてに同意し、全4部に署名した。〔妻〕ミュラーは自ら署名し、〔夫〕ミュラーは、手を取られて署名したものを、認証した。最後に彼らは、調査された地代を地代銀行に……委託せず、一時金支払によって償還する、と申し出た。……

ヴェルムスドルフ村のムッチェン管区にて1851年11月4日

協定序文一連番号3, 5, 6, 9と17に挙げられた人々が、引き受けた地代を一時金支払によって償還し、地代銀行に委託される地代を、減少させる、と協定署名の際に申し出たので、本協定の第3

条第2, 第3および第4欄に挙げられた金額は, 第2欄15T5G2[P], 第3欄-T2G9[P], 第4欄2T12G5[P]に修正される. また, 第4条[後半]は[次のように修正される]. 「最後から二番目の欄に記された, 総額2G9Pの地代端数は25倍額, 計2T12G5Pの支払いによって償還されるべきである. 最後から三番目に挙げられた年地代額, 合計15T5G2Pが地代銀行に委託され, 後者[地代銀行]は当騎士領に合計379T10Gを, 375Tは地代銀行証券で, 4T10Gは現金で, 与えるであろう」.

報告として……記す. ……

全国償却委員会, シュピッツナーがこの協定を承認したのは, 51年11月13日であった. ここでは騎士領所有者の名はゲオルクとされている.

(注1) GK Nr. 8137. Lehngeldablösungsreceß vom 29. September/13. November 1851 zwischen dem Rittergut Wiederoda bei Mutzschen und den Grundstücksbesitzern zu Mannewitz sowie ds. in Liptitzer, Wiederodaer und Döberner Flur.

(注2) デーベルン村はムッチェン市の近くにある. HOS, S.183. デーベルン村は騎士領ヴィーデローダの西方にある. ザクセン州立ライプツィヒ文書館によればデーベルン村とマネヴィッツ村は隣接していた.

(注3) 司法管区(1856年廃止)について, シュミット 1995, pp.95, 163を参照.

(注4) シェルビッツはザクセンに存在しなかった. Vgl. HOS, S.49*. ザクセンにはノイシェルビッツ村があった. HOS, S.218. これは, ライプツィヒ市の西方にあるグンドルフ村(Gundorf)の部分集落であった. HOS, S.209-210.

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は第3条から協定一連番号, 保有移転貢租義務者全員の氏名と不動産を, 〈 〉は保険番号を示す. 土地・抵当権台帳番号と「耕地片」・採草地の土地台帳(Flurbuch)番号は省略した. 義務者の氏名と不動産の解説に際しては, 序文のそれを参考にした. なお, GartenとGärtnergutは園地と訳し, FeldstückとStückFeldおよびFeldgrundstückは「耕地片」, Mühlengutは「水車の土地」, WindmühleとWindmühlengrundstückは「風車の土地」と訳した.

第1表 義務者全員の氏名と不動産

[1] Traugott Könitz (家屋<1>)	[10] Johann Gottfried Weißhorn (園地<23>と採草地)
[2] Johann Gottlob Hunger (家屋<6>)	[11] Christian Gottlob Stein (馬所有農地<25>)
[3] Johann Christian Hiersemann (家屋<8>と「耕地片」)	[12] Carl Friedrich Kretzschmar (馬所有農地<26>)
[4] Carl Traugott Lutze (家屋<13>)	[13] Johann Jacob Oehmigen (園地<28>)
[5] 妻 Friederike Müller (家屋<14>)	[14] Johann Gottfried Gaitzsche (園地<29>)
[6] Andreas Schramm (家屋<18>)	[15] Friedrich Ernst Wolf (馬所有農地<30>)
[7] 妻 Amalie Auguste Naumann (家屋<19>)	[16] Carl Gottlob Wetzig (園地<31>)
[8] 未亡人 Eva Rosine Kretzschmar (家屋<21>と「耕地片」)	[17] Johann Gottlob Heidel (家屋<32>)
[9] Carl August Richter (家屋<22>と「耕地片」)	[18] Heinrich Fürchtegott Mannewitz (「水車の土地」<33>)
	[19] 未亡人 Johanne Rosine Hauswald (雌牛所有家屋)

	〈34〉、園地〈31〉と「耕地片」	地片」・採草地)
[20]	妻 Johanne Christiane Kretzschmar (雌牛所有家屋〈35〉)	[22] Johann Christian Leberecht Fischer (家屋〈37〉)
[21]	Johann Christlieb Thierbach (家屋〈36〉)と「耕地片」	[23] 妻 Johanne Jänke (「風車の土地」〈39〉と「耕地片」)

本協定の対象は義務的不動産、23個である。それらの不動産に付記された保険番号は、マネヴィッツ村のそれであり、不動産はマネヴィッツ村に属する、と想定して、それを階層別に分類したものが、第2表である。「風車の土地」も「水車の土地」も水車とした。ただし、本協定の表題は義務者として「マネヴィッツ村の土地所有者」の他に、「リプティッツ村、騎士領ヴィーデローダ並びにデーベルン村領域のそれ〔土地所有者〕」を記しており、序文では「マネヴィッツ村にある土地〔の下記の所有者〕」の他に、「マネヴィッツ村、リプティッツ村、騎士領ヴィーデローダおよびデーベルン村領域にある土地の、下記的所有者」が記されている。「マネヴィッツ村の土地所有者」あるいは「マネヴィッツ村にある土地〔の下記の所有者〕」以外の土地所有者がいかなるものか、は不明である。なお、本協定は義務的不動産23個の所有者として同姓同名者を記録していないから、地代義務者の総数は23人である。

第2表 義務的不動産の階層別個数

馬所有農地	3
園地	4 [1個は採草地を伴う]
雌牛所有家屋	2 [1戸は「園地と耕地片」を伴う]
家屋	12 [3戸は「耕地片」を伴い、1戸は「耕地片と採草地」を伴う]
水車	2 [1個は「耕地片」を伴う]
合計	23

第3表は第3条から各不動産の保有移転貢租償却地代額を示す。地代銀行委託額、地代端数と地代端数の一時金額などは省略した。また、協定署名の段階で、一時金支払いによる地代償還を申し出た義務者が5人いた。しかし、償却方式の変更は償却年地代・一時金額を変更するものではなく、したがって、それは、償却年地代・一時金額のみを問題とする本稿に対して、影響を及ぼさない。

第3表 義務的不動産の保有移転貢租償却年地代額

[1] 2G7P	[9] 3G4P	[17] 4G
[2] 5G	[10] 24G6P	[18] 1T19G7P
[3] 4G	[11] 1T18G1P	[19] 15G6P
[4] 3G2P	[12] 1T23G6P	[20] 7G1P
[5] 2G6P	[13] 1T10G6P	[21] 6G1P
[6] 5G8P	[14] 1T20G5P	[22] 3G1P
[7] 8G6P	[15] 2T19G6P	[23] 27G5P
[8] 7G8P	[16] 24G7P	合計 15T27G9P

第3表を各義務的不動産の地代額の小さい順に並べ替えたものが、第4表である。

第4表 償却年地代額順位表

2G6P [5] < 1個>	6G1P [21] < 1個>	1T10G6P [13] < 1個>
2G7P [1] < 1個>	7G1P [20] < 1個>	1T18G1P [11] < 1個>
3G1P [22] < 1個>	7G8P [8] < 1個>	1T19G7P [18] < 1個>
3G2P [4] < 1個>	8G6P [7] < 1個>	1T20G5P [14] < 1個>
3G4P [9] < 1個>	15G6P [19] < 1個>	1T23G6P [12] < 1個>
4G [3, 17] < 2個; 8G>	24G6P [10] < 1個>	2T19G6P [15] < 1個>
5G [2] < 1個>	24G7P [16] < 1個>	償却地代合計額 15T27G9P
5G8P [6] < 1個>	27G5P [23] < 1個>	{397NT15NG}≒397NT{

複数種類で記載された不動産を、最初の1種類と見なし、例えば家屋+「耕地片」を家屋と見なし、階層別の償却地代をまとめてみる。家屋、12戸の地代は2G6Pから8G6Pまで、雌牛所有家屋、2戸の地代は7G1Pから15G6Pまで、園地、4個の地代は24G6Pから1T20G5Pまで、馬所有農地、3個の地代は1T18G1Pから2T19G6Pまで、水車、2個の地代は27G5Pから1T19G7Pまでの範囲にある。最高額を負担する家屋の地代は、雌牛所有家屋の最低地代額よりも大きく、最高額を負担する園地の地代は、馬所有農地の最低地代額よりも大きい。それに対して、家屋と雌牛所有家屋の地代額は園地・水車・馬所有農地の地代額よりも常に小さい。

各階層の保有移転貢租償却地代額の合計が地代総計に占める比率は、家屋（12戸）が12%、雌牛所有家屋（2戸）が5%、園地（4個）が29%、水車（2個）が16%、そして、馬所有農地（3個）が38%である。

第4節 封建的諸義務償却一時金の種目別・村別合計額

騎士領ヴィーデローダに関して本稿が検討した全国償却委員会文書は3編であり、1838年締結・39年承認の第1020号（本稿第1節、放牧権）、1839年締結・承認の第1389号（本稿第2節、賦役・現物貢租・放牧権。ただし、貨幣貢租2種類の金額を付記）と1851年締結・承認の第8137号（第3節、保有移転貢租）である⁽¹⁾。

本稿第1－第3節の検討結果に基づいて、当騎士領における封建的諸義務償却一時金の年次別・種目別・村別合計額の算出を試みよう。そのために各協定の償却一時金額を次の基準で整理する。

(1)一時金額は協定別とし、リプティッツ村を i、マネヴィッツ村を ii と表示する。iii は 2 村合計である。村名の後の () に義務的不動産の総個数と協定の承認年を記す。

(2)償却される義務・負担を以下の5種目に区分して、ローマ数字で表示する。(I)賦役；(I a)「連畜賦役+手賦役」；(I b)「手賦役のみ」；(I c)賦役計、(II)現物貢租、(III)保有移転貢租、(IV)貨幣貢租、(V)放牧権、(VI)合計。ただし、(VI)は、一部の種目を欠く場合がある。

(3)償却一時金は、簡略化するために、ターラー単位概算額で表記する。各村の一時金額は、年地代合計額を、プフェニヒ額を切り捨てて、25倍し、その積からグロッシェン額を切り捨てた金額である。算出された償却一時金のうち、貨幣制度改革以前の第1020号協定と第1389号協定のそれは、新鑄貨単

位に換算する。換算後に出てくる新グロッシェン額と新プフェニヒ額は切り捨てる。改革以後の第8137号協定の償却一時金については、グロッシェン額を切り捨てる。

(4)本稿第1節の第1020号協定は主として共同地分割協定であった。共同地分割に付随して生じた、小規模な領主放牧権は、将来償却される、と規定した。しかし、この放牧権も第1020号協定の承認年に償却された、と想定する。また、本稿第2節の第1389号協定は賦役、現物貢租と放牧権の償却協定であったが、そこに貨幣貢租、2種の金額も付記されていた。この貨幣貢租も25倍額の一時金によって第1389号協定の承認年に償却された、と想定する。さらに、同協定は当騎士領領域について放牧権償却年地代を予定していた。第2節第6表が記号ivで表示したこれも、同協定の承認年に償却された、と想定する。本稿第1節（注10）に従って騎士領ヴィーデローダ領域をリプティッツ村の部分と見なすと、第2節第6表の(iv)は同表(i)に加算されるべきものとなる。

(5)本表最終行の(4)は(1)–(3)の一時金額の総計である。

(6)本表中の [%] は、(2)においては、各種目合計額に占める各村の比率を、(4)にあつては、2村合計額に占める各種目合計額の比率を示し、<%> は、(4)の2村合計額に対する各種目の比率を示す。1協定が1村の義務1種目のみを償却する場合には、[%] は表示しない。賦役の場合には、賦役合計に対する各種類・各村の比率も付記されている（ただし、本稿第2節第3–第4表は馬所有農地の「連畜賦役+手賦役」の合計のみを示すので、厳密に連畜賦役と手賦役に区分した償却地代額、したがって、償却一時金額は算出できない）。いずれの百分率も、小数点以下第1位で四捨五入した数値である。

第1表⁽²⁾は償却協定別・集落別・種目別一時金額を示す。

第1表 償却協定別・集落別・種目別一時金額一覧

- (1) (ii) マネヴィッツ村（不動産12個；1839年）
 (V) 放牧権 {37AT≐38NT} < 0 % >
- (2) 2村（1839年）
 (I) 賦役
 (I a) 「連畜賦役+手賦役」
 (i) (不動産7個) {8,400AT≐8,633NT} [60%]
 (ii) (不動産4個) {4,800AT≐4,933NT} [34%]
 (iii) (不動産11個) {13,566NT} [95%] < 70% >
- (I b) 「手賦役のみ」
 (i) (不動産11個) {225AT≐231NT} [2%]
 (ii) (不動産27個) {522AT≐537NT} [4%]
 (iii) (不動産38個) {768NT} [5%] < 4% >
- (I c) 賦役合計
 (i) (不動産18個) {8,864NT} [62%]
 (ii) (不動産31個) {5,470NT} [38%]
 (iii) (不動産49個) {14,334NT} [100%] < 74% >
- (II) 現物貢租
 (i) (不動産13個) {673AT≐693NT} [52%]

- (ii) (不動産 9 個) {634AT≐652NT} [48%]
- (iii) (不動産22個) {1,345NT} [100%] < 7 % >
- (IV) 貨幣貢租
 - (i) (不動産19個) {476AT+75AT=551AT≐566NT} [33%]
 - (ii) (不動産36個) {1,011AT+116AT=1,127AT≐1,158NT} [67%]
 - (iii) (不動産55個) {1,724NT} [100%] < 9 % >
- (V) 放牧権
 - (i + iv) (不動産18+X 個) {591AT+531AT≐607NT+545NT=1,152NT} [73%]
 - (ii) (不動産12個) {407AT≐418NT} [27%]
 - (iii) (不動産30+X 個) {1,570NT} [100%]<8%>
- (VI) 合計
 - (i + iv) (不動産28+X 個) {10,730NT+545NT=1,1275NT} [59%]
 - (ii) (不動産36個) {7,698NT} [41%]
 - (iii) (不動産64+X 個) {18,973NT} [100%] < 98 % >
- (3) (ii) マネヴィッツ村（不動産23個；1851年）
 - (III) 保有移転貢租 {397NT} < 2 % >
- (4)合計（2村；1839-51年）
 - (i) リプティッツ村（1839年）
 - (I) {8,864NT} [79%]
 - (I a) (不動産 7 個) {8,633NT} [77%]
 - (II) {693NT} [6 %]
 - (III) -
 - (IV) {566NT} [5 %]
 - (V) {1,152NT} [10%]
 - (VI) 合計 {11,275NT} [100%] < 58 % >
 - (ii) マネヴィッツ村（1839-51年）
 - (I) {5,470NT} [67%]
 - (I a) (不動産 4 個) {4,933NT} [61%]
 - (II) {652NT} [8 %]
 - (III) {397NT} [5 %]
 - (IV) {1,158NT} [14%]
 - (V) {38NT+418NT=456NT} [6 %]
 - (VI) 合計 {8,133NT} [100%] < 42 % >
 - (iii) 2村合計額
 - (I) {14,334NT} [74%]
 - (I a) (不動産11個) {13,566NT} [70%]
 - (II) {1,345NT} [7 %]
 - (III) {397NT} [2 %]
 - (IV) {1,724NT} [9 %]
 - (V) {38NT+1,570NT=1,608NT} [8 %]
 - (VI) 合計 {19,408NT} [100%] < 100 % >

第 1 表によれば、償却一時金 2 村総額(4)-(iii)-(VI)を負担種目別に見ると、(I)賦役が圧倒的で、総額の74%に達した。しかも、賦役の中では(I a)「連畜賦役+手賦役」(馬所有農地11個の負担)が一時金 2 村合計額の70%を占めた。それに対して、各種家屋に課される(I b)「手賦役のみ」の割合は、僅か 4 % に過ぎなかった。(I)、とくに(I a)に比較して、(IV)貨幣貢租の 9 %、(V)放牧

権の8%、(II)現物貢租の7%と(III)保有移転貢租の2%は小さい。

第1表に基づいて、償却の年次別進行過程を見てみよう。償却一時金額を協定承認順に示したものが、第2表である。各行冒頭の年の次の()は、本稿の諸協定の承認順番号である。また、<%>は、1839-51年の一時金総額に占める年合計額の比率であり、[%]は年比率の累積数字である。

第2表 償却の年次別進行過程

1839年(1-2)	{38NT+18,973NT=19,011NT} <98%> [98%]
1851年(3)	{397NT} <2%> [100%]
1839-51年総計(4)	{19,408NT} <100%> [100%]

当騎士領に関する最初の償却協定が全国償却委員会によって承認されたのは、1839年であった。この年に2編の協定が承認され、一時金総額の98%の償却が実現した。当所領の領主=農民関係はこの年にほぼ完全に解消されたことになる。

村別の一時金合計額を見よう。第3表は、本節第1表を組み替えて、各村の一時金合計額を示す。<%>は、各村合計に占める各協定各種目の額の比率を、(%)は、一時金2村総額に占める各村合計の比率を示す。

第3表 封建的諸義務償却一時金の村別合計額

(i) リプティッツ村	(II) {652NT} <8%>
(2) (不動産28個; 1839年)	(III) {—}
(I) {8,864NT} <79%>	(IV) {1,158NT} <14%>
(I a) (不動産7個) {8,633NT} <77%>	(V) {418NT} <5%>
(II) {693NT} <6%>	(VI) 合計 {7,698NT} <95%>
(III) {—}	(3) (不動産23個; 1851年)
(IV) {566NT} <5%>	(III) {397NT} <5%>
(V) {1,152NT} <10%>	(4)合計(2村; 1839-51年)
(VI) 合計 {11,275NT} <100%> [58%]	(I) {5,470NT} <67%>
(ii) マネヴィッツ村	(I a) (不動産4個) {4,933NT} <61%>
(1) (不動産12個; 1839年)	(II) {652NT} <8%>
(V) {38NT} <0%>	(III) {397NT} <5%>
(2) (不動産36個; 1839年)	(IV) {1,158NT} <14%>
(I) {5,470NT} <67%>	(V) {456NT} <6%>
(I a) (不動産4個) {4,933NT} <61%>	(VI) 合計 {8,133NT} <100%> [42%]

当騎士領について全国償却委員会が承認した償却協定3編から見ると、一時金2村総額の58%を負担したリプティッツ村は、1839年に1協定を締結しただけである。この年に償却は完了した。ここでは(I)賦役が村一時金合計の79%に達した。しかも、馬所有農地7個に課された(I a)「連畜賦役+

手賦役」だけで、村合計額の77%を占めた。次は(V)放牧権の10%であり、(II)現物貢租は6%、(IV)貨幣貢租は5%である。(III)保有移転貢租はない。

一時金2村総計の42%を負担したマネヴィッツ村は、1839年に2協定を、1851年に1協定を締結した。しかし、1839年の2協定中の1協定が最も重要である。これによって同村の一時金の95%が償却されたからである。したがって、この村でも償却は39年にほぼ完了した。この村では(I)賦役が村一時金合計の67%を占めた。しかも、馬所有農地4個に課された(Ia)「連畜賦役+手賦役」だけで、村合計額の61%に達した。(IV)貨幣貢租が14%で、それに次ぎ、(II)現物貢租8%、(V)放牧権6%、(III)保有移転貢租5%である。リプティッツ村と比較すると、(I)と(Ia)の比率はやや低く、(IV)のそれは高い。また、(III)はマネヴィッツ村だけにある。

第1表と第2表の最終行が示すように、2村住民は賦役・現物貢租・貨幣貢租・保有移転貢租・放牧権の償却のために1839年と51年に償却一時金として合計約19,408NTを騎士領に支払うことになった。もちろん、貨幣地代を20倍額の一時金によって一括償還した義務者もいたであろうから、騎士領所有者の実際の実受額は上記約19,408ターラーよりも小さかったであろう。それを18,000ターラーと仮定してみると、1839年から51年までの13年間の平均額は1,385ターラーと計算される。他方で、全国検地に基づく、この騎士領の地租単位は7,400であった⁽³⁾。地租単位は年純益の3倍と定められていたから、この騎士領の年純益は2,467ターラーであったはずである。上記の13年間平均の償却一時金は本騎士領の年純益の56%に相当した。

(注1) 騎士領ヴィーデローダ所属集落に関する全国償却委員会文書としてさらに、第5004号(1844年5月30日/45年1月20日)、第5005号(1844年5月30日/45年1月20日)、第6519号(1847年7月16日/11月27日)、第15809号(1862年1月24日/4月11日)、第16312号(1872年11月4日/73年2月11日)の5協定が存在する。しかし、これらは、教会・学校への賦役の償却についての協定、および、共同地の分割ないし土地の交換分合についての協定であった。すなわち、それらは、本稿が検討する封建的諸義務償却協定ではなかった。

(注2) 第1表(2)は本稿第2節第4表(賦役)、第5表(現物貢租)、第6表(放牧権)、第7表(世襲貢租)、第8表(警衛金)に、(3)は第3節第4表(保有移転貢租)に基づいている。第1表(1)の数値については本稿第1節本文最終段落を参照。

(注3) 松尾展成、『ザクセン農民解放運動史研究』、御茶の水書房、2001年、p.33。

Ablösungen der feudalen Grundlasten auf dem nordsächsischen Rittergut Wiederoda

Nobushige Matsuo

- (I) Ablösungsrezeß Nr. 1020 der sächsischen Generalablösungskommission für Ablösungen und Gemein-
heitstheilungen
- (II) Ablösungsrezeß Nr. 1389 der Generalablösungskommission
 - (1) Frondienst-, Abgaben- und Hutungsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (III) Ablösungsrezeß Nr. 8137 der Generalablösungskommission
 - (1) Lehngeldablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (IV) Gesamtsumme aller feudalen Grundlastenablösungskapitalien nach den Arten der Verpflichtungen und
nach den pflichtigen Dörfern